

◎下村委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

◎下村委員長 本日からのは委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日月曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従ひ、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《労働委員会事務局》

◎下村委員長 最初に、労働委員会事務局について行ひます。

それでは、議案について事務局長の説明を求めます。

◎戸田労働委員会事務局長 それでは、令和6年度当初予算について御説明いたします。資料の3ページです。

右側の説明欄を御覧ください。1労働委員会運営費は、15人の委員に対して、月2回開催する総会やあっせんなどの委員業務に対して支払う報酬と、委員が参加する研修の負担金、事務費は研修参加に係る旅費などです。

3労働委員会事務局運営費は、事務局職員の研修参加に係る負担金、会計年度任用職員の報酬や広報に係る経費など、事務局の運営に要する経費です。

なお、令和5年度2月補正予算はありません。説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行ひます。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎下村委員長 次に、商工労働部について行ひます。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行ひたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎松岡商工労働部長 議案の説明に先立ちまして、新型コロナ及び原油・原材料高騰による県内事業者への影響について御説明させていただきます。

まず上段の製造業です。先月14日に発表された日本銀行高知支店の金融経済概況によると、製造業の生産は一部で弱めの動きが見られるものの、全体では横ばい圏内で推移している状況です。原材料などの納入遅延については回復傾向にありますが、協力会社が人手不足で計画どおり生産ができず、部品調達に遅れが出ている企業がある、また、原材料などの価格高騰が続いており、一定価格転嫁が進んだことで売上額は上がっている企業でも、値上がりのペースが価格転嫁を上回っていることや、賃上げ需要への対応も相まって、利益の確保が課題となっているとの声を伺っております。

次に、その下の商店街を含む小売業の新型コロナの影響についてです。商店街の人手はコロナ禍前程度に戻ってきており、物販についても状況はよくなりつつありますが、コロナ禍を背景とした生活様式の変化により、通販の利用が増えている影響もあり、コロナ禍前の水準にまで回復することは難しいと感じているとお聞きしております。

その下の飲食業ではコロナが5類となった昨年5月以降、各種団体の総会などの大規模な宴会需要が増加し、二次会需要も徐々に戻りつつあり、おおむね景況はよくなっておりますが、コロナ禍前ほどには回復していない状況にあります。一方、昼の飲食店は、観光客、中でもインバウンドの増加によりにぎわっているとの声が聞かれております。

次に、小売業と飲食業における原油・原材料価格の高騰の影響につきましては、右の欄に記載しておりますように、原材料やエネルギー価格の高騰の中、業種にかかわらず操業コストの上昇傾向が継続し、経営を圧迫しております。県内企業におきましては新型コロナの影響から回復途上にある中で、原材料やエネルギー価格の高騰に伴う影響が長期化しております。また、資料にはありませんが、雇用の面では、日本銀行高知支店の直近12月の企業短期経済観測調査において、雇用人員の短観が調査開始以降、最も悪化した9月に次いで悪く、依然として人手不足感が強い状況となっております。

こうした厳しい状況に対応するべく、令和6年度当初予算においては、省力化や高付加価値による事業者の生産性向上を後押しするとともに、柔軟な勤務体制や、福利厚生の実践といった働き方改革を推進する予算を計上しております。引き続き、県内の経済動向を注視し、事業者の声を聞きながら必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいります。

それでは、商工労働部の提出議案及び報告事項について総括的に御説明させていただきます。

初めに、令和6年度の当初予算について、資料は令和6年度商工労働部予算重点項目です。まず、当初予算の総括表を御覧ください。令和6年度の一般会計当初予算は上の表の⑤の合計欄にありますように、109億2,700万円余りを計上しており、対前年度比は107%、金額にして7億1,100万円余りの増額となっております。主な増額の要因としては、もの

づくり企業の業務の省力化につながる設備の導入を支援する補助金や、デジタル地域通貨の普及促進を支援する補助金、多様な働き方の導入のために就労環境の整備を行う企業を支援する補助金の新設などによるものです。また、記載しておりませんがコロナ関連の融資に係る予算を除いた金額では、79億500万円余り、対前年度比108.3%となっております。

次に、その下の特別会計を御覧ください。中小企業近代化資金助成事業の当初予算は5億6,100万円余り、対前年度比373.6%となっております。主な増額の要因としては来年度の償還計画に基づく償還額が大幅に増となっていることによるものです。また、流通団地及び工業団地造成事業の当初予算額は6億2,800万円余り、対前年度比45.6%となっております。主な減額の要因としては、工業団地造成事業費において、分譲収入の減少と、これに伴う地方債元利償還金の減などによるものです。

次に、令和6年度の商工労働部の施策体系と主要な取組です。第5期産業振興計画の五つの柱に、危機管理対策の推進を合わせた六つの柱立てで取り組んでまいります。資料に沿って主な新規拡充の取組について御説明させていただきます。

まず、一つ目の柱は、絶え間ないものづくりへの挑戦です。一つ目の、ものづくり産業振興費のものづくり産業振興事業費では、製品開発への支援を強化する補助制度を創設し、本県から独自性の高い製品が生み出されるよう支援してまいります。また、製造業におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化に取り組む中小企業の裾野の拡大を図るため、セミナーの開催などによる意識醸成、動機づけを促してまいります。

二つ目の産業振興対策費の、ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金では、深刻化する人手不足への対応を進めるため、県内のものづくり企業が導入するロボットやデジタル技術などを活用した設備投資を支援し、生産性向上や、持続的な賃上げに向けた環境整備、さらにはデジタルトランスフォーメーションを含む、構造転換の促進を図ってまいります。

次に、5ページを御覧ください。二つ目の柱は外商の加速化と海外展開の促進です。一つ目の産業振興センター総合支援事業費の中小企業経営資源強化対策事業費では、事業戦略等推進事業費補助金に企業の県外での営業代行サービスの活用などへの支援メニューを創設して、企業の営業力の強化を支援してまいります。また、産業振興センター大阪営業本部に土木・工法の専門家を新たに配置し、防災関連製品技術など、工法関連の外商支援を強化してまいります。次のものづくり産業振興費の防災関連産業振興事業費では、有望市場として期待できます台湾とフィリピンで新たに防災セミナーを開催するほか、台湾、インドにおいて現地支援体制を強化するためのアドバイザーを配置し、海外展開に関する支援を拡充してまいります。

三つ目の柱は、商業サービスの活性化であります。一つ目の商業振興事業費の空き店舗対策事業費補助金では、空き店舗の活用をさらに促進するため、空き店舗の所有者が行う

店舗改装の費用を補助対象経費に加え、県内各地域における商業の活性化と商業機能の維持発展につなげてまいります。

6 ページの地域通貨普及促進事業費の地域通貨普及促進事業費補助金では、キャッシュレス決済の普及と地域の経済循環の促進を図るとともに、将来的な行政サービスの向上を実現するために、デジタル地域通貨の普及促進を支援してまいります。

四つ目の柱は、デジタル技術の活用等による生産性向上と事業構造の変革の促進です。一つ目のデジタル化推進事業費の中小企業等デジタル化促進事業費では、産業振興センターに配置する、専門人材の体制を強化し、デジタル化に取り組む企業の掘り起こしを行うとともに、経営課題の解決に取り組む中小企業などを支援してまいります。

次のデジタルカレッジ開催事業費では、デジタル化に取り組む企業内の人材を育成するための講座を開催します。あわせて支援機関職員のスキルアップ講座や、デジタル化に関するセミナーを開催することで、デジタル化に取り組む企業の裾野の拡大を図ってまいります。

五つ目の柱は、事業承継・人材確保の推進です。一つ目の事業承継支援事業費の事業承継等推進事業費補助金では、中山間地域に必要な事業の承継を促進するため、事業や経営について、未経験の方でも継業に取り組めるよう、承継前の研修期間中の生活費に対する支援メニューを新たに創設し、施策を拡充してまいります。

8 ページの、事業承継支援事業費の事業承継奨励給付金では、中山間地域における事業承継に対し、奨励給付金を支給する制度を創設することにより、起業・U I ターン希望者に強力にPRし、県内外からの譲り受け手を増やすことで、中山間地域の第三者承継による事業引継ぎを加速してまいります。

1 番下のこうち奨学金返還支援基金積立金では、奨学金を返還する県内企業などの従業員に対し、県と企業などが協働し、奨学金返還額の一部を助成する制度を創設することにより、大学生などの県内への就職の促進と定着を支援してまいります。

9 ページの外国人受入環境整備事業費では、人材交流に関する覚書締結先の日本語教育センター等で学び、一定期間県内で就労した外国人材に対して、新たに定着奨励金を支給し、外国人材の受入れのさらなる促進と定着を図ってまいります。次の働き方改革推進事業費では働き方改革コンサルタントの支援体制を強化し、継続的に企業の取組を伴走支援するとともに、新たなロールモデルの創出や、多様な働き方の導入のために、就労環境の整備を行う企業に対する補助制度を創設するなど、働きがい向上に向けた支援を図ってまいります。

六つ目の柱は、危機管理対策の推進です。事業者地震等対策促進事業費では、BCPや簡易版BCPとも言われる、事業継続力強化計画の策定支援に引き続き取り組むことで、県内商工業者の事業継続力の向上を図ってまいります。

次に、令和5年度の補正予算議案について御説明いたします。10ページを御覧ください。一般会計では上の表の下段合計欄の左から3番目にありますように、10億8,500万円余りの減額補正をお願いしております。主な内容としては、各種補助金や委託料などについて本年度の執行見込みが当初見込みを下回ったことによるものです。

その下の特別会計は中小企業近代化資金助成事業と、流通団地及び工業団地造成事業で10億1,400万円余りの減額補正をお願いしております。主な要因としては工業団地造成事業費において工業団地の購入を検討していた企業が辞退され分譲に至らなかったことから、分譲収入を財源とする繰上償還を減額したことなどによるものです。

続きまして11ページを御覧ください。市町村事業の遅延などによる二つの事業についての繰越し、そして12ページ、13ページは、令和6年度の債務負担行為をお願いしております。以上が令和6年度当初予算及び令和5年度2月補正予算の概要となります。

次に、条例その他議案については3件あります。資料⑥議案説明書（条例その他）の1ページです。まず1番下のこうち奨学金返還支援基金条例議案につきましても、若者の県内企業などへの就職と定着を促進することを目的に、県内企業などとともに、奨学金の返還を支援する事業を行うための基金を創設しようとするものです。

次に、資料⑥議案説明書（条例その他）の11ページです。1番上の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案につきましても、県内企業から利用の要望がある製造加工機を新たに利用に供することに伴い、使用料の上限額を改定しようとするものです。

最後にその下の高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案につきましても、交付金対象事業の実施に係る国の通知の一部改正などに伴い、基金の設置期間を1年間延期することなどの改正を行うものです。

次に資料としては添付しておりませんが報告事項が4件あります。商工政策課から、第5期産業振興計画（案）の産業成長戦略（商工業分野）について、及び高知県中小企業・小規模企業振興審議会について、工業振興課から、歴史公文書の誤廃棄について、雇用労働政策課から、第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランの概要について御報告いたします。

次に、審議会の開催状況について御報告いたします。議案補足説明資料の16ページを御覧ください。前議会の委員会からこれまでの間の審議会の開催状況について御報告いたします。商工政策課所管の高知県中小企業・小規模企業振興審議会につきましても、第2回審議회를2月14日に開催し、中小企業・小規模企業版県政世論調査の最終報告と、令和6年度の取組の強化のポイントについて御審議いただきました。こちらの詳細につきましても報告事項の中で御説明させていただきます。

以上で、総括説明を終わります。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎下村委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎太郎田商工政策課長 まず、当課の令和6年度当初予算について御説明します。資料②議案説明書（当初予算）の289ページです。予算総括表の1段目、商工政策課です。

令和6年度の当課の予算総額は4億419万7,000円で、令和5年度当初予算と比較して、2,950万3,000円の増となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明します。資料②議案説明書（当初予算）の290ページです。中ほど9国庫支出金の5商工労働費補助金は、人材確保支援事業に充当するデジタル田園都市国家構想交付金などです。その下の10財産収入の1財産貸付収入は、県が保有しております特許権等に係る実施料収入と、高知市布師田にあります県有地の貸付け収入です。その下の2利子及び配当金は、県が保有する株式の配当金です。1番下の1こうちふるさと寄附金基金繰入は、人材確保支援事業、大学生等就職支援事業、事業者地震等対策促進事業の各事業に基金を充当しようとするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。292ページです。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明します。

1番下の2商工政策推進費は、部内の企画、総合調整に要する経費です。

次に、293ページです。1番上の中小企業・小規模企業振興審議会委員報酬は、中小企業・小規模企業振興条例に基づき設置する審議会の委員報酬です。

次に、3人材確保支援事業費です。これは、県内企業の中核人材等の確保について、関係機関と連携して支援することで、UIターン就職を促進するとともに、県内企業の新たな事業展開や業況拡大などにつなげるものです。一つ目の企業の魅力発信支援事業委託料は、県内企業が自社の魅力を効果的に発信するための求人広告や、PR動画の作成等に関するセミナーの開催と、求人広告の作成などを個別にサポートするための専門家派遣に要する経費です。来年度は、専門家派遣の回数を55回から75回に増やして、事業者の伴走支援の取組を強化してまいります。その下の動画等制作委託料は、県内のものづくりへの理解を促進し、人材確保につなげる取組として、物づくりの楽しさやすばらしさを小学生の子供たちに伝えるための動画の作成に要する経費です。ものづくり動画につきましては、昨年度、高知県工業会の会員企業が取り組むものづくりを対象に、5本の動画を作成し、小学校の現場で活用いただいておりますが、来年度は新たに県内の製紙業や本県に誘致した企業によるものづくりの魅力を伝える動画を3本つくっていきたいと考えております。作成した動画を小学校の授業で活用していただき、この動画の視聴をきっかけに、実際の企業見学につなげていくことで、県内でのものづくりが、子供たちの将来の職業の選択肢の一つとなるよう取り組んでまいります。その下の、高知県UIターンサポートセンター

運営費補助金は、同センターが行う、人材確保支援事業に要する経費を補助するものです。補助事業の内容としては、県内企業での不足する専門人材や新商品の開発や販売拡大など、企業が抱える課題の解決や成長に必要となる、プロフェッショナル人材に関するニーズを掘り起こし、県外在住の方とのマッチングを実施するもので、当該事業に係る、センター職員の人件費と事業費が経費の主な内容となっております。

次に、4 大学生等就職支援事業費については、別途の資料で御説明させていただきます。議案補足説明資料の 5 ページです。

こちらは、県内の仕事の魅力発信と新規学卒者等の県内就職の促進の取組の全体像です。上の、現状・課題の欄を御覧ください。令和 5 年 3 月に卒業した県内出身県外大学生の県内就職率は、2 行目にあるとおり 21.3%と、前年の 19.6%を 1.7ポイント上回る結果となりました。これまでの取組により、このUターン就職率は、毎年少しずつ伸びてきておりますけれども、県内就職をさらに促進していくためには、その下の（1）から（4）に記載しているような課題に対応していく必要があると考えております。第 5 期産業振興計画では、こうした課題認識のもとで、必要な施策を進めていく考えです。

資料中段は、来年度の取組の全体像となりますが、新規事業や拡充する取組を中心に御説明します。まず、資料左端のマル新、ものづくり動画の制作・活用は、先ほど御説明した、動画等制作委託料です。

次に、右手の青のマル拡が二つあるところを御覧いただきたいと思います。情報発信の強化です。今年度から取組を始めたデジタル広告の発信につきましては、来年度は新たに就職の決定に影響力のある保護者のほか、まだ高知に帰るかどうか悩んでいる学生の方に向けて、高知に帰ってきませんかと、背中を押すような内容を取り入れるなど、ターゲット層と情報の幅を広げた情報発信をしていきたいと考えております。具体的には、高知で働くことに興味を引くキャッチコピーをデジタル広告で配信して、県内就職のポータルサイト高知求人ネット学生サイトへの誘導を図ります。サイトでは、若手先輩社員の声や、高知の暮らしぶりの紹介といったコンテンツを掲載し、高知で働くことの多様な魅力や情報を効果的に発信していきたいと考えております。

次に、右のマル拡、県内大学での県内企業を知ってもらうための講義です。来年度は高知大学において、1 年生を対象にした、県内企業の話聞き交流を深めるための講座を新設していきます。

その下のマル新、奨学金返還支援制度の創設につきましては、後ほど別の資料で詳細を御説明いたします。

これら新規拡充策のほか、県外学生を対象とした交通費助成の支援を行い、民間主催の就職イベントや、県内企業が実施するインターンシップ、就職説明会などに積極的に誘導して、新規学卒者等の県内就職を促進していきます。また、県内企業に対する支援として、

資料1番下に記載しているように、新卒者の採用力向上のための企業向けセミナーを引き続き開催して、オンライン就活にも対応した県内企業の採用活動スキルの向上を図ってまいります。

資料②議案説明書（当初予算）の293ページです。4の一つ目、大学生就職支援事業委託料は、先ほどのポンチ絵で説明した、デジタル広告の配信や、県内企業の採用力向上の支援のほか、情報誌などを通じた情報発信や、保護者向けセミナーの実施、県外在住の学生を対象とした交通費等の助成などに要する経費です。その下の、大学生UIターン就職実態調査委託料は、県外学生の県内就職の実態を把握するため、県内企業の新規大卒者の採用実態や県内に就職した大学生の就職活動に関する意識調査を行うものです。

続いて294ページです。5事業者地震等対策促進事業費は、南海トラフ地震等の発生時に、商工業者が事業を継続していくための計画、いわゆるBCPなどの策定を促進するとともに、県内製造業者の耐震化を促進することで、商工業者の災害に備えた体制づくりを支援するものです。一つ目の商工業事業継続計画策定支援事業委託料は、商工業者がBCP策定に必要な知識を深めるための策定講座と、策定したBCPを有効に機能させるための訓練講座の開催に要する経費です。その下の商工業事業継続力強化計画策定支援事業委託料は、BCPより取り組みやすく、簡易版BCPとも言われる事業継続力強化計画の策定講座の開催に要する経費です。その下の中小企業耐震診断等支援事業費補助金は、県内で製造業を営む中小企業が行う事務所や工場などの耐震診断や耐震設計に要する経費を補助するものです。

次に、6知的財産活用促進費は、県内知的財産の適切な管理化と維持管理を図るとともに、県内企業の知的財産の活用を促進するものです。一つ飛びましてセミナー開催委託料ですが、こちらは県内企業の知的財産の活用を促進するためのセミナーの開催に要する経費です。一つ飛びまして知的所有権センター運営費補助金は、知的財産に関する総合支援窓口を開設している高知県発明協会に対して、県内企業に情報提供を行うための、特許工法の維持管理などに要する経費を補助するものです。

次に、7こうち奨学金返還支援基金積立金は、奨学金返還支援に係る原資を基金に積み立てるものです。ここで、新たに創設する奨学金返還支援制度につきまして御説明します。資料は、議案補足説明資料の8ページです。

まず、資料上段の背景目的を御覧いただきたいと思います。現在、20代から30代の若い世代の2人に1人が奨学金を返還しており、その負担が、結婚や出産をためらう要因の一つになっているとも言われております。一方、少子高齢化と人口減少が進み、企業の人材確保競争が激化しております。こうした中、多くの自治体において奨学金返還支援制度を設け、地域経済の担い手となる優秀な人材の囲い込みに取り組んでいるところです。本県におきましても、他県との人材確保競争に負けないよう、企業と力を合わせて、奨学金返

還支援に取り組み、若者の県内企業への就職と定着を支援しようとするものです。

資料の左側、制度の全体像です。制度の概要につきまして御説明します。

まず、支援対象者ですが、大学等卒業予定の学生、または、既卒者で県外に居住している35歳までの方で、あらかじめ、県に登録した県内企業等に正規雇用により就職しようとする方としております。それと三つ目のポツのところ、就職後6年間、登録企業で就業し、県内に居住する見込みの方としております。ただし、県外への転居を伴う転勤となった場合でも、最長2年間は支援を中断せず、継続して支援することとしております。

次の対象となる県内企業の要件として、県内に主たる事業所を有する中小企業等や、県内限定で採用を行う県外に主たる事業所を有する中小企業等としております。右の吹き出しですが、いわゆる会社法人だけでなく、中小企業と同規模の社会福祉法人や協同組合、第三セクターなども対象としております。各産業分野で人手不足が深刻化している本県においては、この企業要件で、業種や職種などを制限せず、若者の就職の選択肢を広げて、採用に苦慮している県内企業等への定着を促していきたいと考えております。

次の対象となる奨学金は、日本学生支援機構が貸与する無利子、有利子の奨学金のほか、土佐育英協会の奨学金など、就学のために貸与を受けた返還が必要な奨学金を対象としています。

次の1人当たりの支援期間は最長6年間で、対象経費は、支援対象者が前年度に支払った奨学金の返還額で、補助率は3分の2としています。

次の1人当たりの支援総額の上限額は、4大卒で120万円です。

次の支援方法ですが、支援対象者による、前年度の奨学金返還額と就業や居住の状況を確認の上、毎年度、県が本人に支援金を支給します。

最後の県とともに支援する企業の負担額は、支援金額の半額で、県による支援金の支給の前に、企業から県の基金に寄附していただく形となります。1人当たりの支援額の規模感ですが、この制度で、奨学金の1年間当たりの平均的な返済額18万円を基に、4大卒の支援額を試算すると、1年間で12万円、6年間のトータルで72万円の支援額となります。

次に、資料の右上、市町村との連携を御覧ください。県内の市町村が新たにこの県の制度と連携した奨学金返還支援を希望する場合には、両者の間で返還支援に関する協定をあらかじめ締結して、県と共同して支援を実施していきたいと考えています。負担割合のところを、下の支援のイメージの絵と併せて御覧ください。市町村が連携する場合は、県と企業で3分の2を支援した残りの3分の1の範囲内で、市町村で負担割合を任意に設定してもらうこととしています。市町村の負担分は、企業と同じく、県から支援対象者への支援金の支給前に、あらかじめ県基金に出捐していただきます。また、支援上限額を超過する本人負担分、イメージ図の右端の破線部分ですが、こちらについて、市町村が独自に支援してもらうことも可能としております。市町村には先月20日に、県と市町村が連携する

スキーム案についての説明会を開催しました。現在、各市町村で、県制度との連携を検討していただいておりますが、連携する市町村とは、県と協定を締結した上で、協働して広報に取り組んでいきます。

次に、期待される効果です。まず、県内企業にとっては、企業自らが支援金の費用を負担することで、採用活動の際のPRに活用できることや、入社後の支援対象者への支援を通じて、離職防止や定着につながることを期待されます。また、学生においては、本制度による支援を受けようとするための登録を内定前の就活時に行ってもらおうこととしております。これにより、学生の県内就職への動機を高めるという効果が期待できると考えております。

次に予算額です。主なものとして、基金積立額の2,400万円で、支援対象者数は40人を想定しております。

最後の、今後のスケジュールですが、次のページで御説明いたします。令和7年度入社の方の支援開始までのスケジュールです。全体の動き・県を御覧ください。まず、今年度は議会閉会日の21日に企業向けの説明会を開催した上で、本制度にエントリーいただく学生と企業の募集、登録を開始いたします。令和6年度には、登録した学生と企業との間で、就職採用活動が行われ、その下の令和7年度の春には、登録企業に入社した支援対象者が決定します。その後、日本学生支援機構の奨学金を利用した令和7年3月に大学等を卒業した従業員の方においては、この年の10月から奨学金の返済が始まります。令和8年度に入り、支援対象者である従業員の方に、前年度の奨学金の返還額と居住の事実確認をするための現況届兼交付申請書を勤務先の企業を通じて県に提出してもらいます。あわせて企業からは、就業確認の書類を提出してもらいます。県で書類の内容確認の上、4月から5月の間に、支援金の額を確定する交付決定を行います。県の支援金の支給は、企業や市町村から、県の基金に出捐いただいた後の6、7月頃を予定しております。以上が、新たに創設しようとする奨学金返還支援事業の概要です。

次に、債務負担行為について御説明します。資料②議案説明書（当初予算）の296ページです。中小企業耐震診断等支援事業費補助金の債務負担行為の設定をお願いしております。事業者の耐震診断などの取組について、年度の区切りにとらわれず、柔軟に事業に着手し、円滑な執行を行ってもらようよう、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、令和5年度一般会計の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の148ページです。総括表の1段目、商工政策課です。補正前の7億4,234万2,000円に対し、1,746万6,000円の減額補正となっております。

次に150ページです。歳出の主なものについて、右端の説明欄に沿って御説明いたします。まず、1人材確保支援事業費です。高知県UIターンサポートセンター運営費補助金について、センター職員の新陳代謝や、職員の県外出張の際のパック旅行活用などにより、

人件費と事業費が見込みを下回ったため減額するものです。

次に、2 事業者地震等対策促進事業費です。民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金について、見込んでいた事業者からの申請がなかったため減額するものです。

最後に、条例議案について御説明します。資料⑥議案説明書（条例その他）の1 ページです。1 番下のこうち奨学金返還支援基金条例です。本条例議案は、先ほど御説明した奨学金返還支援事業を行うため、基金を新たに設置しようとするものです。事業のスキームにつきましても、先ほど御説明したとおりです。当該支援金に係る県の予算は、この基金を取崩し、令和8年度当初予算から計上していく形となります。

以上で、商工政策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 動画の制作とかの委託料がありましたよね。これは県内企業に委託できるんですか。

◎太郎田商工政策課長 県内の企業で実施可能です。昨年度実施した分につきましては県内の企業にお願いしております。

◎岡本委員 今後もその方向ということですね。

◎太郎田商工政策課長 そのような考えで事務を進めていきたいと思っております。

◎岡本委員 続けて奨学金の関係です。これは新たな事業だと思うんですけども、計画するに当たって、他県の先進的な部分を研究された上で、取り入れようと思ったのか、背景を教えてくださいませんか。

◎太郎田商工政策課長 今回の制度でポイントとなるものの一つが、企業と費用負担をし合うという点です。現在、全国の都道府県レベルで、42団体が奨学金の返還支援を行っています。つい最近まで国の発表では36団体と聞いておったんですけども、先週の木曜、金曜あたりに修正で42団体と発表があり、この36団体の中では、本県と同じように企業と費用負担し合う形で行っているのが10団体です。

◎岡本委員 割合がそれぞれ3分の1で、これも全国並みだと。高知県としてはもうちょっと先にいくとかいう考え方にはならなかったんですか。

◎太郎田商工政策課長 このほかとして、U I ターンを促進する、また県内大学で学ぶ学生が県内にとどまってもらうための工夫として、事前登録をしていきます。こちらは他県でもやっている例があるんですけども、就職が内定した後に対象者を募集する形にしますと、県内での就職、またUターン、Iターンも含めて、動機が薄れるということがあると思っております。他県の例も参考にしながら、こういった制度を盛り込ませていただいております。

◎岡本委員 市町村の割合もありましたよね。これ市町村をまたがる企業がある場合、どういう算定にされるつもりなんですか。営業所なんかほかにあったりとか、本社を基

準にして考えるべきなんでしょうか。営業所とか支店とか、本社が高知市内にあってとかいう場合に、市町村の関わり方の考え方はどうなっていますか。

◎太郎田商工政策課長 市町村の関わり方といいますか、県内に主たる事業所を有する中小企業と、県外に主たる事業所を有する中小企業でも、県内に事業所を設けている県外の企業さんもいらっしゃいます。県内の勤務限定で採用勤務を行っていただく県外企業も対象としているところです。

◎松岡商工労働部長 たぶん市町村は、自分のところに住んでくれたらという要件をつけてくると思います。うちに住んでくれたら、例えば高知市に働きに行っても、奨学金支援をしますよということで、その市町村にとってもやっぱり住人の方は欲しいはずなので、そこら辺で関わり方は出てくるかと思います。

◎岡本委員 自治体の負担割合が3分の1ですけど、自治体によって違うわけですよね。今後のことだと思うんですけども、居住が基本になるわけですね。転勤もあったりすると思うんですけども、まず居住ということによろしいですか。

◎太郎田商工政策課長 そのようなことです。

◎松岡商工労働部長 あくまで市町村には乗ってくださいね、条件付は市町村によって考えてもらったらいということですけど、我々が想定しているのは多分市町村は住んでくださいということのを挙げてくるだろうということですよ。

◎岡田（芳）委員 奨学金の返済支援事業について、非常に重要な施策だと思うし、拡充していったらいいと思うんですけども、予算の枠として先ほど40人ぐらい想定されているという御説明だったと思うんですけども、今IT人材の不足とか、県の政策として重視する部分の人材確保も考慮されて、こういう枠組みをつくられたということなんですか。

◎太郎田商工政策課長 御指摘のあったIT情報通信業、確かに人手不足感は他業種と比べて強いところはあると承知しておりますけれども、県内のあらゆる業種で人手不足感は強いと承知しておりますので、業種の制限は設けないようにさせていただいております。

◎岡田（芳）委員 いい人材を確保したいとはどこの県も思っていることと思うので、やっぱり何かでプラスするポイントがあれば、さらにいいのかなという気もしたところなんですけども。ただ、例えば40人を超えて応募があると、うれしいことなんですけども、予算的には対応できるのでしょうか。

◎太郎田商工政策課長 初年度でなかなか見えづらい部分もあるんですけども、事前に企業へのアンケートもお聞きする中で、今年度はまずは40人でやらせていただきたいということで枠の設定をさせていただいております。

◎岡田（芳）委員 こうした事業は、PR、お知らせすることが非常に大事だと思うので、その取組はどういう点を強化したいと考えていますか。

◎太郎田商工政策課長 まず、県のホームページ、また就職情報ポータルサイトはもちろ

んですけれども、デジタル広告を配信といったことでも学生にはPRしていきますし、また市町村との連携では、市町村を通じて、市町村での広報紙での広報といったような、あらゆる広報手段を通じてPRしていく所存です。

◎岡田（芳）委員 市町村は、これに対応して、PRしたいという思惑も出てくるかもしれませんが、そこはうまくバランスをとって就職活動につながるように、地域の人材確保につながるようにしていただきたいと思いますので、要請しておきます。

◎武石委員 県内の大学教授から、以前こういう話を聞いたことがあるんですけど、自分が受け持っている学生に対して、あなたは県内に就職しなさいとかはとても言えないと。その可能性を摘むようなことにつながりかねないという、県内大学の大学教授から聞いたこともあるんですよ。県がこういった取組をすることは評価しますので、成果を上げてもらいたいんですけど、現実にはそういう声もある中で、大学教授がどのように教え子たちに県内を勧めていけるのかいけないのかということがちょっと心配です。

それから、今年の1月にも、各地で20歳を祝う式典が行われたと思うんですけど、私も地元の式典に行って、県内に就職した場合にこういう県の有利な支援もあるよということを行ったけど、ほとんどまだ知らない。どんなふうに思っているかって聞いたら県外へという希望を持っている。その理由を聞くと、やっぱり給与格差のこともあってという声を聞くので、そこを曲げて、県内に就職しようっていうのはなかなか、強い力で、腹に入れてもらうのは大変やなという気がしますけど。

それと、建設会社の経営者から、我が社は大卒を求めていると。即戦力になるのは工業高校の卒業生とか高専が1番ええっていうんですよ。柔軟な吸収力も持っているし、大卒にはあまり期待していないみたいな県内企業の声も。以上、私が気になっている点を申し上げましたけど、そういった点も踏まえてどういうふうに、例えば大学教授の協力も要ると思うし、どうやって学生に直接そういったことを届けていくのか、県の政策を一言、御所見をお聞きしたい。

◎太郎田商工政策課長 来年度の当初予算で高知大で新たな講義を開催する御説明をさせていただきました。例えば高知大学では、委員がおっしゃるような、県内就職を押しつけるというところはなかなか難しいとは思いますが、一方で、県内企業の就職といったところに、強い意識を持っていただいているとは承知しております。少しでも本人の選択肢を広げられるように、県内企業を理解するための取組で、今度の新たな講義ですとか、来年度も継続する、学生が企業を訪問取材して動画を制作するという継続の講義、こういった企業を知る、企業と接するための取組は一つのポイントになると考えております。その点、県立大学でも県内企業の経営層を招いての講話も実施しておりますし、その企業の選定に私ども関わらせてもらっておりますけれども、工科大も県内企業との連携が独自に進められているという状況ではあります。我々としても県内就職を高めるために、企

業を知ってもらおうという取組の部分を、県内大学また教授の方々とも、コンタクトを密にして、働きかけていきたいと考えております。

◎武石委員 県内企業側が大卒を求めているのかどうかを検証していただきたいと思いますし、そういう意味でいうと、高卒者、高専卒者にもっと力を入れることも大事だと思う。そもそも県内企業が、県の政策に乗っかりますっていうことよりは、自らが一生懸命大卒者を受入れたいといった姿勢も望みたいと思いますので、そういったところに留意されて、この事業を進めていっていただきたいと、要請しておきます。

◎坂本委員 資料には、高専も対象にすると書いていますよね。

商工業のBCP策定の関係で、実績的に今年度は、見込みとして6回48社、51人ぐらいということ。委託する際、何回やって、大体何人ぐらいは集めなさいよということ、仕様書とかの中に入れてあるんですか。あるいは何人でもいいですよということなのか。

◎太郎田商工政策課長 目標値、定員は定めておまして、それを埋めるための努力目標とは仕様書の中でも明記しております。

◎坂本委員 目標定員はどれぐらいなんですか。

◎太郎田商工政策課長 高知市での開催分が30名、高知市以外で15名で設けております。

◎坂本委員 目標定員を達成すればいいわけで、回数は関係ないということですか。

◎太郎田商工政策課長 6回は必ず開催していただきます。実際、開催もしております。定員につきましては、6回の合計で135名という定員が目標です。

◎坂本委員 それでいうと6回は開催しているけど参加者が50%にも至っていないということだと思うんです。そこをどれだけ委託先がしっかりとやっていながら実績を上げていくかということで、なおかつ講座をやって、講座を受けた事業者が実際、事業継続力強化計画を立てたのかどうか、その実績はどうなんですか。

◎太郎田商工政策課長 参加を促す委託業者としての取組ですけれども、過去に受講された方々、また、従業員で20人以上49人以下の対象業者とか、個別に電話とか訪問も重ねながら、非常に精力的にやっていただいております。県としても、企業数社にはお声をかけ訪問もさせていただいて、汗はかいているところです。それと、この計画ですけれども、47社の参加者のうちアンケートをとり43社から現在回答をもらっているのですが、受講前に既に策定されている方が5社ありました。そして、新たに策定をしたところが2社です。現在、国に認定申請を申請中のところが4社、今後申請予定というところが20社という状況です。

◎坂本委員 ぜひ少しでも実績を高めていくように、よろしくお願ひしたいと思います。私もちょっと受講しましたけれども、取っつきやすいというか、BCPってなるとなかなか重たいけれども、これならばというような感想を持っている方も多かったようですので、ぜひ積極的に取り組んでいただけたらと思います。

それと、中小企業の地震対策の関係で、民間活力活用津波避難施設整備促進事業が補正でも全額減額と、申請がなかったということなので、6年度は予算化していないですよ。この事業費って過去にも経過があって、計上していたけどもうなくすという経過があって、いや少しは残そうということで芽を残して、高知市も取り組んでいくということできた経過があると思うんですね。もう全然ニーズがないということなんでしょうか。

◎太郎田商工政策課長 海沿いの市町村に毎年、ニーズ調査を行わせていただいております。御指摘のとおり近年は高知市からの要望1件といった状況がずっと続いておりまして、これまでの交付決定の状況でいきますと、令和2年度の交付決定を最後に、これまでないような状況が続いております。今年度予算で計上しておりました高知市の1件につきましては、結果的に申請がなかったんですが、高知市内の福祉関係の事業を営んでおるビルの屋上で、津波避難の整備をしたいというお話がありましたが、そこに入居されているあるテナント、医療機関と聞いていますけれども、その理解がちょっと得られなくて断念したというお話は聞いております。来年度につきましては、予算を計上せずに、一旦休止という形はとりますけれども、高知市など活用のニーズが出てきましたら、改めて予算計上していきたいと考えております。

◎坂本委員 分かりました。以前、決算特別委員会でそういう議論があって、けど芽を残しておいたほうが、必要があったときに応えられるんじゃないかということで継続してきた経過があると思うんですけども、今言われたように、今回は当初予算では組まないけれども、もしニーズが出てきたら補正も考えられるということだと思いますので、了解しました。

◎田中委員 奨学金の返還支援の関係で、支援対象者の要件として35歳までと区切られているんですけど、今までの御説明をお伺いしていると、高知県は他県に比べても制度自体は早いほうではないとは思いますが。その中で資料にもありますように、多分平均返済期間が14.5年ということで35歳になったのかなあと推察するんですけど、35歳までと区切った根拠というか要因を教えてくださいと思います。

◎太郎田商工政策課長 委員からお話がありました平均的な返済期間もそうですし、また、国が特別交付税の措置がある、奨学金返還支援の枠組みを定めている要綱がありまして、この要綱の中では若者の地方への定着ということで、若者を一つ定義しているところがあります。それで、この若者という部分を例えば、厚生労働省の雇用動向調査といった調査では35歳という定義を設けており、そういったところや他県の例もヒントに、広めにとって35歳とさせていただいております。

◎田中委員 逆に言えば他県では最長が35歳なんですか。

◎太郎田商工政策課長 30歳と引いているのが2県、34歳は7県で、35歳が1県、山形県でして、そこを採用させていただいております。

◎田中委員 分かりました。気持ちとしては40歳ぐらいでやり始めてもいいのかなという思いもしますが、そこは検討の余地があるのであれば、これからスタートなんで、どんどん皆さん年齢は上がっていくわけですから、検討していただければと思います。

◎下村委員長 これは工業振興課で聞けばいいのかもしれないですけど、今回のものづくりに関して動画をつくられたということで、実は高知県工業会の皆さんと一度意見交換をやったときに、支援策として、子供たちに対して、いろいろなものづくりを実際に体験させたりというときに、ボランティアでやられている部分もかなりあるみたいで、材料費であったり持ち出しになっている部分が多くて、ぜひ何らかのっていうお話もあったんですけど。せっかく動画をつくるのであれば、実際の体験とのリンクを考えて予算措置もあっていいのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 高知県工業会は、例年子供向けの教室を、11月のものメッセの時期に合わせて開催されております。ボランティアでもかなりやられているというところでの御支援の話かと思えますけれども、これまでで言いますと、就職までが遠い小学生世代に知っていただくための支援が、ちょっと成果がすぐに確認できないとか、いろんな理由でできていなかったと思うんです。今の時期、できるだけ若い時代から知っていただくという取組は注目されているところですので、工業会だけではなくほかの団体などにも御意見をお聞きしながら、そういった取組とニーズもお聞きしながら支援策を検討してまいりたいと考えております。

◎下村委員長 ぜひ、せっかくこういったいい取組だと思いますので、皆さん納得できるような支援策も考えていただければと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

〈産業デジタル化推進課〉

◎下村委員長 次に、産業デジタル化推進課の説明を求めます。

◎揚田産業デジタル化推進課長 まず、当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の289ページです。上から2段目、令和6年度の産業デジタル化推進課の当初予算の総額は3億9,055万7,000円で、令和5年度の当初予算と比べて7,587万7,000円の減額となっています。これは、オープンイノベーションプラットフォーム運営事業の委託の終了や、IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金の減などによるものです。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の297ページです。上から三つ目の5商工労働費補助金は、デジタル人材の育成確保事業や、県内企業のデジタル化を促進するための事業などに充当するための、雇用開発支援事業費等補助金、デジタル田園都市国家構想交付金の受入れです。1番下の合計の欄、令和

6年度の歳入合計は5,937万9,000円となっており、令和5年度と比較して、2,391万2,000円の減額となっております。主な理由としては、国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金の対象となっておりました事業において、5か年の交付金の対象期間が終了したことによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。主な事業費に入る前に、令和6年度の県内企業のデジタル化の促進に向けた取組の体系図について、補足説明資料で説明させていただきます。

まず、左上の県内の現状と課題につきまして、①これまで産業振興センターによる伴走支援などを行ってきた結果、中規模事業者の取組は一定進展したものと認識しています。一方で次の②県が実施したアンケート調査では、小規模事業者のうち半数が、デジタル化の必要性はないと回答しています。また、③一定、デジタル化の取組を進められている事業者に対しては、取組の質的向上を目指していただくためのサポートも必要と考えております。これらの課題を踏まえ、令和6年度は、県内事業者によるデジタル化の取組の状況により、支援を3段階に分けて行ってまいります。

まず、第1段階です。県内事業者のおよそ9割を占める小規模事業者につきましては、まずは無料のサービスを試していただくなど、デジタルツールの便利さに触れていただく、知っていただく取組を行ってまいります。令和6年度の取組内容としては、県内全域で事業者への支援を行っている商工会・商工会議所を中心としたサポートを展開します。まず、①今年度に引き続き、商工会連合会にデジタル化支援員を配置するとともに、②本年度、県で作成した無料や安価に利用できるデジタルツール事例集も活用しながら、経営指導の場などで事業者の皆様への啓発や導入支援を行います。一方で地域の商工会や商工会議所の現場を訪問させていただくと、必ずしも、デジタル化に関する支援が得意な方ばかりでないことから、各商工団体によろず支援拠点の専門家と連携を図ってもらい、③両方で連携した県内各地でのサテライト相談会の開催や、④よろず支援拠点によるコストのかからない形のITツール活用の提案などを行ってまいります。また、各支援機関職員のスキルアップのため、資料1番下のオレンジ色の帯、高知デジタルカレッジにおいて支援機関向け講座を開設します。⑥デジタル化推進セミナーでは、これまでもデジタル化のメリットや成功事例を紹介してまいりましたが、導入に既に前向きな事業者が参加するケースが多く、デジタル化に関心がない、危機感を持ってもらいたい事業者の参加が少ないことが課題でした。このため、令和6年度は、業界団体の定期会合の場などにお伺いし、出張デジタル講座を開催することで、より多くの皆様にアプローチしてまいります。

次に、第2段階においては、一定規模の事業者や、既にデジタル化に取り組んでいる小規模事業者など、中長期的にしっかりとデジタル化に取り組みたい事業者を対象に、産業振興センターが中心となって、デジタル化計画の策定から実行支援まで行い、デジタル投

資を効果的、計画的に行うための支援を行ってまいります。令和6年度は、⑦産業振興センターの専門人材を3名から4名に増員し、支援ニーズの拡大に対応するとともに、⑧情報産業協会等と連携して、ITベンダーとのマッチングを引き続き行います。デジタル化を進めていく上で課題となる導入コストの負担につきましては、⑩に記載しているとおり、まずは、IT導入補助金など、国の支援策を活用していただくことを考えています。来年度は県内事業者とIT導入補助金登録ベンダーとのマッチングを当課が行い、国の支援策の活用につなげたいと考えています。県単独の補助制度としては、昨年12月補正でお認めいただいたデジタル技術活用促進事業費補助金について、現在、産業振興センターを窓口補助を行っているところです。また、企業がデジタル化に取り組む課題として、人材の不足が挙げられており、⑪高知デジタルカレッジや工業技術センターにおける人材育成講座や、⑫副業デジタル人材の活用を進めてまいります。

次に、第3段階においては、企業の一部門の効率化にとどまらず、経営者が中心となって会社全体の最適化を目指す意思のある事業者を対象に、デジタルトランスフォーメーションに向けた取組を支援いたします。具体的には産業振興センターにおいて、支援先の企業の状況に応じた支援チームを組成し、デジタル技術の活用の視点で、事業戦略を磨き上げていきます。こうした一連の支援を行うことで、県内事業者の皆様の生産性の向上に加え、付加価値の向上につなげていきたいと考えております。

資料②議案説明書（当初予算）の298ページに戻ります。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明いたします。上から3行目、2デジタル化推進事業費は、先ほど御説明したとおり、県内企業のデジタル化の取組を促進するとともに、デジタル化に対応するための人材を育成確保するための事業費となっております。一つ下の、デジタル化人材育成講座実施委託料は、デジタル化に対応する企業内人材の育成や、県内企業への就職転職のため開催する人材育成講座に係る経費です。一つ飛ばして、中小企業等デジタル化促進事業費補助金は、高知県産業振興センターに専門人材を配置して実施するデジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものです。次の小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金は、高知県商工会連合会にデジタル化支援員を配置して実施する、デジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものです。次のシステム開発人材確保支援事業費補助金は、高知デジタルカレッジの修了生を新たに正社員として雇用した企業に対して補助するものです。次の高知県UIターンサポートセンター運営費補助金は、高知県UIサポートセンターが行う、県内企業が自社の課題解決のために、都心部の副業デジタル人材を活用する取組に係る経費について補助するものです。

次に、3IT・コンテンツ産業振興費です。これはITコンテンツ企業の誘致や、シェアオフィスの整備などを通じて、ITコンテンツ産業の集積と、都会から地方への人や企業の流れを本県に受け入れるための事業費です。この事業は、来年度から、企業誘致課に

業務移管することとしております。

299ページです。二つ目の企業誘致促進事業委託料では、まず本県の企業誘致に関する支援制度や、デジタル人材育成の取組などの情報を発信し、新たな誘致案件を掘り起こします。また、市町村に企業誘致に取り組んでいただくための勉強会や、市町村と企業とのマッチングイベントを開催し、市町村の取組を後押しするものです。次のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金は、ITコンテンツ企業の誘致を促進するために、立地企業の初期投資の負担を軽減するよう、事業者の運営経費を補助するもので、立地を予定している6社への助成に要する費用を計上しています。次のシェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金は、県が支援して設置した高知市中心部のシェアオフィス拠点施設、ベースキャンプin高知の運営費を補助するものです。次のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、市町村が新たにシェアオフィスを整備する際の補助や、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する家賃や雇用奨励金等の支援を行うものです。

次に、4オープンイノベーションプラットフォーム推進事業費は、デジタル技術を活用して県内のあらゆる分野の課題解決を図るとともに、開発された新たな製品やサービスの地産外商につなげる、課題解決型産業創出の取組を促進することで、生産性の向上や付加価値の高い産業の創出につなげるための事業費です。製品の市場調査やマッチング業務を民間企業に外部委託するための委託料は、本年度をもって終了いたします。新たな課題の掘り起こしやこれまでに課題解決に向けたプロジェクトが発足し、製品開発が行われている企業の取組は、県が事務局となり、来年度も引き続き支援してまいります。二つ目のIoT推進事業費補助金は、令和5年度までに実施したオープンイノベーションプラットフォームの活動を通じて、取組を開始したデジタル技術を用いた新たな製品やサービスの開発に要する経費を補助するものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の300ページです。一つ目のシステム開発人材確保支援事業費補助金は、先ほど説明いたしました、高知デジタルカレッジのシステム開発講座の修了生を雇用した企業への補助について、雇用後半年間を経過した後に補助金を支出するため、時間を要し、事業が年度をまたがる場合に対応するため、債務負担行為をお願いするものです。二つ目のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、本県への立地が決定した企業の事業所の運営経費を補助するもので、複数年度にまたがって支援を行うため、債務負担行為をお願いするものです。三つ目のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する事業者の運営経費を補助するもので、複数年度にまたがって支援を行うため、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、令和5年度一般会計補正予算について御説明いたします。資料④議案説明

書（補正予算）の148ページです。上から2段目の産業デジタル化推進課の補正額は、補正前の予算額7億7,923万円に対して、6,117万2,000円の減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。152ページです。右端の説明欄を御覧ください。2行目の市町村派遣職員費負担金は、安芸市からの派遣職員1名分の人件費を協定に基づき負担するものです。下から2行目の、IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金は、補助対象となる立地企業において、事業所開設時の開始費用について、支払いの時期が翌年度に変更されたことや、進出予定の企業1社が進出計画を延期したことから、実績が見込みを下回ったものが主な要因です。次のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、企業の進出のタイミングが予定していた時期よりずれ込んだことや、シェアオフィスの整備を予定していた市町村が整備を見送ったことにより、実績が当初の見込みを下回ったものです。

次に、153ページです。3行目のIoT推進事業費補助金は、課題解決に向けた製品開発のためのプロジェクトがスタートしてから、その後の調査や調整に時間を要し、本年度中の製品開発の申請を見送った案件があったことから、実績が当初の見込みを下回ったものです。

以上で、産業デジタル化推進課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 最初のページの予算のところですけど、デジタル化人材育成講座実施委託料、僕らもまだまだアナログ人間でデジタル化に徐々に近づきつつあるんですけども、委託料というのは、どんなところに委託して、どういう形で受講があるのか、その場合の受講料がいるのか、その3点を教えていただけますか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 委託している事業者は、ITの人材教育を専門としている民間事業者にお願いしております。受講料に関しては受講者からいただくようにしております。コースによって3万円ないし5万円の受講料をいただいております。事業者の選定の方法ですけども、プロポーザルの公募を実施しております。審査の上、決定させていただいております。

◎岡本委員 プロポーザルで選定するということですけど、もちろん県内企業でしょうね。

◎揚田産業デジタル化推進課長 県内企業でデジタル人材の育成を行っている事業者というのは大変少なく、これまでは県外企業が多くあります。

◎岡本委員 ぜひ県内企業を、やれるところがあれば選んでいただきたいと要請しておきます。それと3万から5万円ということですけども、カリキュラムがあらうと思うんですけども、期間はどれぐらいでやられるのかということと、ネット配信でやったりするのか、それとも、どこか会場を借りてやるのか、それはどうなっていますか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 企業内人材の育成講座は連続講座ですが、4か月間の講

座です。それから、IT企業への就転職を目的とした人材育成講座は半年間あります。それと、オンラインでの研修を主としており、最初と中間と最後に対面での講座を行い、発表会などを行って、また、県内企業の皆さんにも参加していただいて、就転職にもつながるような取組もさせていただいております。

◎岡本委員 最終的に資格を得るとか、受講修了証を発行するとかもあるんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 高知デジタルカレッジの受講修了証を発行させていただいています。

◎岡本委員 それが企業の中ではある一定、賃金アップにもつながっていくわけですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 各企業の判断になると思いますけども、そういうことにつながってほしいなと願っております。

◎坂本委員 デジタル化推進事業の関係で小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金の関係ですけれども、さっき全体をポンチ絵で説明していただいたときに、小規模事業者でデジタル化するつもりがないというのが5割いると。投資に伴うメリットがどれぐらいあるかなかなか理解されないということかなとは思いますが、この事業費補助金は、商工会連合会に定額ということになっているんですけども、今回予算の半分ぐらい減額していますよね。定額で補助金を出しながら減額するのはどういう状況なのでしょう。

◎揚田産業デジタル化推進課長 当初、ある程度高度な知識を持った専門人材の方を雇いたいと思って募集をかけたんですけども、なかなかそういう人材が見つからずちょっとスキルを落として、相談には応じられるスキルを持たれた方を年度の途中で採用することになりましたので、その分が減額となっております。

◎坂本委員 小規模事業者のデジタル化を支援するための経営指導員、そういうスキルを持った高度な人かと思っていただけでも、それほどではなかったということで減額したということなんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 商工会連合会で当初予算額で想定した予算よりも少ない待遇で採用することに方針を転換して、その分が差額となって出ております。

◎坂本委員 今年度どれだけ人材が確保できるかということがあるのかもしれませんが、どういうメリットを提起しながら支援促進もされているのか分からないですけども、例えば、デジタル化に対してコストがかかるからということだとしたら、逆にそっちに補助していくほうが、もっと効果が上がるのではないかと思うんですけども、そちらのほうにも、補助は事業費としてあるんですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 ノウハウを教えるコストも課題となってきておりますので、ポンチ絵でも紹介させていただきました国のIT導入補助金とか、県の補助金とかそういうものを御紹介しながら、対応させていただいております。

◎坂本委員 東日本大震災で沿岸部の水産加工業がもう、めちゃくちゃやられてしまって、

グループ補助金なんかを受けて復興に当たったけども、成功したところとしていないところがあるんです。大体ほとんどIT化していたところが成功しているんです。中小企業でも事前の対策として極めて重要であると、今はそれほどお金をかけなくてもやれるツールが結構あるんで、そこはぜひ生かしていく。高知は南トラとの向き合い方があるんで、導入の必要性としてアピールに取り組みられたほうがいいと思いますので、御検討ください。

◎揚田産業デジタル化推進課長 まさしくそういう先進事例を紹介しながら、お金のかかるデジタル化もありますけれども、かけないでできることも多々ありますので、両にらみで紹介していきたいと思っております。

◎田中委員 補正の最後に説明があったIoT推進事業費補助金の2,193万円余減額の部分で、今年度になかなか製品としてできなかつたっていうところ、そこをもう少し、どういったものだったのかというのを教えていただけますか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 実際の補助金を活用して行われた製品開発は4件ありますけれども、予算要求の時点では4件以上の計画、もしくはプロジェクトのお話をいただいていますので予算を計上させていただきましたけれども、今年度開発が行われなかったものが、差額となって減額補正をさせていただいたものです。

◎田中委員 聞きたかったのは、今回、課の全体的な補正で6,000万円ぐらいの減額の中でこの部分が2,000万円ぐらいあったので。私はこの事業は進めていただきたいという立場で、どういった部分というか、どういったものが実際にできなかつたかをお伺いしたかったんです。

◎揚田産業デジタル化推進課長 製品開発の計画を立てたけれども、競合商品と申しますか、そういうものが既に世の中にあるよというのが分かったりですとか、仮に製品化したとしても、その場の課題解決はつながるけれども、その後の外商にはなかなかつながらないので、製品開発まで踏み込むべきじゃないかという判断も働いたりすることがありまして、開発を思いとどまる場合もあると聞いております。

◎田中委員 私の理解としては間に合わずに来年度に続くかと思って、そうではなくて、競合もあつたりとか製品として、今後、補助金を導入しても製品化は難しいということで断念したという理解でよろしいですか。

◎揚田産業デジタル化推進課長 断念をする案件もありますし、翌年度に継続して開発を検討している案件もあります。

◎田中委員 分かりました。もうここではいいですので、後でもっと詳しく教えていただければと思います。

◎揚田産業デジタル化推進課長 後ほど資料を整理してお持ちいたします。

◎下村委員長 先ほどの坂本委員の質問に関連するかもしれないんですが、デジタル化推進セミナーの中の出張デジタル講座という説明があつたんですけれども、具体的にどうい

講座をやる予定なのかということを知りたいと思ったのは、やっぱりデジタル化に踏み切れない企業は、先ほどお話があったように、それだけのコストをかけてやるよりは、今手作業でやっているほうがいいのか、そのほうがまだまだ慣れているから早いとかで、デジタル化のメリットがよく分からずに、もういいよっていうところが、自分の経験からも多かったように思うんですけど。その部分を、例えばデジタル出張するときに、具体例で、こういう企業でこんなふうにしてやってこんなになりましたっていうのを、具体的に説明をしてあげれば、もっとこうデジタル化に踏み込んでいける企業がたくさん増えるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りも踏まえての、出張デジタル講座になっているのかどうか、そこら辺をお願いします。

◎**揚田産業デジタル化推進課長** 我々、デジタル化のセミナーを行っていますけれども、どうしても総花的になっているいろんな業種のことを紹介しがちなんですけど、もう業種ごとに、旅館組合と一緒にいるときは旅館業の先進事例、工業会とやるときは製造業の事例、建設協会とやらせていただくときは建設業界の事例というふうに、個別に事例を紹介しながら、よりそのほうが身近に感じていただけたらと思いますので、進めさせていただきたいと思っております。

◎**下村委員長** そこら辺が、多分1番引かかる場所ですので、具体的にこのぐらいの費用でこれだけの効果が出ましたっていうところがあれば、踏み込んでいく企業もたくさん増えると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑を終わります。

以上で、産業デジタル化推進課を終わります。

〈工業振興課〉

◎**下村委員長** 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎**岡崎工業振興課長** それでは工業振興課の令和6年度の当初予算及び令和5年度の2月補正予算につきまして御説明いたします。まず、当課の令和6年度一般会計の当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の289ページです。

上から3段目、工業振興課ですが、令和6年度の一般会計の予算総額は21億8,442万8,000円で、令和5年度当初予算と比較して、5億2,162万2,000円の増額となっております。主な要因は、国費を活用した経済対策事業として、県内製造事業者の省力化につながる設備投資などを支援する補助事業を令和6年度当初予算に計上していることです。事業につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の301ページです。上から3行目、5商工労働使用料は、試験研究機関の機器や施設を県内事業者等が使用した場合にいただく使用料です。2行下の6商工労働手数料は、試験研究機関が企業等から依頼を受けて行う試験に係る手数料などです。1番下の5商工労働費

補助金は、高知県産業振興センターが行う事業や試験研究機関の機器購入に充当するための国の交付金、補助金です。

次に、302ページです。6行目の2物品売払収入は、海洋深層水研究所が企業に対して行う分水に伴う収入です。三行下の1受託事業収入は、試験研究機関の機器の購入や研究費に充てるため、科学技術振興機構などから受ける受託事業収入です。

次に、303ページです。一行目の6商工労働債は、工業技術センターが実施する試験研究設備の改修に要する経費の一部に充当するための地方債です。

続きまして、歳出について御説明いたします。304ページです。1番下の3工業振興費から右端の説明欄に沿って、順次、主な事業について御説明いたします。305ページです。上から三つ目の土佐和紙振興事業委託料は、新規事業として、土佐和紙の新たな需要を掘り起こすために、芸術系大学の学生や、主工芸品の製作者など、雑貨などの物づくりに関心の高い層への幅広いPRを実施するものです。また、和紙のPRとあわせて、産地のPRも行うこととしており、産地交流による本県や和紙生産者とのつながりづくりにも取り組みます。三つ下、伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金は、本県の伝統的産業の担い手を確保するため、技術習得のための短期研修や長期研修を通じて、後継者の育成を行おうとする市町村に対して助成するものです。二つ下、ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金につきましては、議案補足説明資料で御説明させていただきます。

背景として、中小企業者における人手不足が深刻化しており、考えられる対応の一つに省力化のための設備投資による生産性の向上があります。国においても、省力化支援の事業が予算化されているところ、本県でもこうした国の動きと方向を合わせ、特に、設備投資額が高くなる製造業者の業務の省力化につながる設備の導入を支援することにより、生産性向上や持続的な賃上げに向けた環境整備、さらにはDXを含む構造転換の促進を図るものです。

事案の概要につきまして、(1)対象事業者は、県内に補助事業を実施する事業所などを有する製造業を営む中小企業者です。下の表を御覧ください。本事業では一般枠とDX推進枠の二つのメニューを設けております。一般枠は、事業者が生産性向上や業務効率化のために行う設備投資を補助します。補助要件の欄に記載しておりますように、生産性向上要件や賃上げ要件を設けており、補助率や補助上限額については、記載のとおりです。また、補助率のところに記載しておりますが、4%以上の賃上げを行う場合には、補助率と補助上限額のかさ上げを行います。この表の下段のDX推進枠は、国が省力化支援策として行う、いわゆるものづくり補助金の省力化枠に採択された事業者に対する上乘せです。補助率や補助上限額は記載のとおりです。

資料②議案説明書(当初予算)の305ページに戻ります。次に、右端説明欄の中ほど下の、3産業振興センター総合支援事業費です。こちらは、高知県産業振興センターで行う

事業戦略の実行支援や地産外商の支援などの事業に対する補助金や委託料があります。これらのうち産業振興センターを中心とした外商支援に関する令和6年度の強化のポイントについて、議案補足説明資料で説明させていただきます。

資料の現状、課題欄ですが、産業振興センターの外商支援成果額は順調に伸びており、産業振興計画における目標もおおむね達成しているところです。一方で課題として、県外見本市出展などにより、つながった顧客候補へのフォローアップが十分にできていない企業が見られるため、より高い成約率とするためには、企業の営業力を強化することが必要と考えております。また、海外展開支援につきましても、海外での外商成果額は順調に伸びてきておりますが、今後さらに伸ばしていくためには、より多くの企業に参画いただくことや、各企業の海外戦略に沿った伴走支援を行っていくことが必要と考えております。

こうした状況を踏まえて、右側の令和6年度を取組のところです。まず、(1)として、事業戦略等推進事業費補助金に関するものです。この補助金は、事業戦略等に基づく県内事業者の販路開拓、人材確保育成などを広く支援する補助金です。来年度は新たに営業代行サービスの活用や、県外の営業拠点設置に要する経費を補助対象にすることによって、企業の営業力強化を支援いたします。

次に、(2)につきましては、中小企業経営資源強化対策事業費補助金に関するものです。この補助金は、産業振興センターが実施する事業に必要な人件費や活動費に係る費用を補助するもので、来年度は新たに、産業振興センター大阪営業本部に土木・工法の専門家を配置し、万博やI Rなど需要が見込まれる関西圏において、本県の特徴的な防災やインフラ整備における、広報の外商支援を強化いたします。

(3)は、見本市出展業務委託料に関するもので、県外で行われる見本市への出展や、小間の装飾などに関する委託料です。来年度はより高い成約率を目指すため、これまでの出展経験をもとに、成約につながりやすい見本市に絞り込みます。その上で、各見本市のブースを拡大することとしております。

最後に(4)は、海外展開に関する支援の拡充として、今年度タイとベトナムに現地サポートデスクを設置したところですが、新たに台湾とインドに現地アドバイザーを配置するものです。こうした取組により、各国での伴走支援体制を強化し、外商成果額のさらなる向上を図ってまいります。

資料②議案説明書(当初予算)の305ページに戻ります。産業振興センター総合支援事業費のうち、先ほどの補足説明資料にはない事業について御説明いたします。下から四つ目、ものづくり総合技術展開催等委託料は、ちばさんセンターで例年11月に開催しており、来年度は第13回目となるものづくり総合技術展ものメッセに関する委託料です。

次に、306ページです。4ものづくり産業振興費です。こちらは、防災関連産業の振興や海外展開、また県内企業の生産性向上の支援などに関する事業です。このうち防災関連

産業の振興に向けて、防災製品開発ワーキンググループの開催などを通じ、製品等の開発を促進するとともに、国内外でのさらなる販路の拡大に向けた取組を進めてまいります。上から四つ目の生産性向上支援事業委託料は、高知県工業会に生産性向上推進アドバイザーを配置し、製造現場における改善の提案やアドバイスを行うことにより、企業の生産性向上を支援する事業です。防災関連製品広報委託料は、防災関連製品の海外向けECサイトに設置した高知県ページの管理運営及びPRに係る委託料です。その下の、防災関連製品海外販路開拓支援事業委託料は、今年度はインドで防災関連製品技術に関するセミナーを開催しましたが、来年度は、台湾とフィリピンにおいて開催するための委託料です。その下の製品等グリーン化推進事業費補助金は、令和4年度に創設したグリーン化に資する製品の開発補助事業で、過年度にお認めいただきました債務負担行為の現年化に係るものです。その下の戦略的製品開発推進事業費補助金につきましては、別途債務負担にも約8,000万円計上した新規の事業です。こちら、議案補足説明資料で説明させていただきます。

資料の現状、課題の欄ですが、これまで県内事業者への製品技術の開発支援としては、産業振興センターによる製品企画書の作成支援や事業戦略等推進事業費補助金による補助で、幅広い製品開発を支援してきました。補助事業終了後、販売実績までつながっているのを見ますと、3割程度にとどまっており、製品開発の補助金の申請件数もやや減少傾向にあるといった課題が見えてきております。また、先ほど御説明した製品等グリーン化推進事業費補助金で、グリーン化に資する付加価値の高い製品技術の開発を支援してきたところですが、今後はそれにとどまらず、付加価値の高い製品技術を増やしていくことが、県経済の発展に必要と考えられることから、資料右側の令和6年度の取組のとおり、今年度までであった二つの製品開発系の補助金を統合、強化し、新たに戦略的製品開発推進事業費補助金を創設するものです。

具体的な内容としては、(1)のとおり、開発チャレンジ事業と製品開発事業の2段階のメニューで支援を行います。一つ目の矢印ですが、1段階目の開発チャレンジ事業では、アイデアや構想段階における取組を支援します。例えば構想を形にするための部分的な施策ですとか、考えたコンセプトが実際の市場ニーズに合っているかどうかの市場調査といった取組など、こうしたスモールチャレンジを多く支援することで、新製品開発に取り組む企業を増やすことを目指しております。二つ目の矢印、2段階目の製品開発事業では、先ほどの開発チャレンジ事業を経たものなど、より製品案としての詳細が固まったものを対象として、従来よりも精度の上がった製品企画書をもとに、製品の設計や量産のための施策といった取組を支援し、高付加価値で売れる製品開発を後押しいたします。また、(2)のとおり、それぞれの段階で産業振興センターや公設試験研究機関などをメンバーとした製品開発支援チームによる専門的な伴走支援を行ってまいります。さらに(3)のとおり、2段階目の製品開発事業では、研究開発費で多くの割合を占める人件費を補助対

象とすることで、事業者の新製品開発をより促進できるものと考えております。補助率や補助上限額などは、右下の囲みのおりです。この中で製品開発の事業のところには、一般枠、イノベーション推進枠とありますが、より付加価値の高い製品と認められるものには、より有利なイノベーション推進枠により支援することで、製品開発を促進してまいりたいと考えております。

次のページですが、ただいま御説明していた内容をスキーム図にしたものです。後ほど御覧いただければと思います。

資料②議案説明書（当初予算）の306ページに戻ります。下から五つ目、5室戸海洋深層水ブランド化事業費は、深層水企業クラブと連携した、室戸海洋深層水のPRなどを行う事業です。一つ下の情報発信事業委託料は、海洋深層水のPRのため、首都圏メディアを招聘したツアーを行うものです。来年度は、室戸市で深層水の取水地自治体の協議会や、深層水関係の研究者が集まる学会の全国大会、また、室戸市主催の海洋深層水フェスタという三つのイベントが同時開催されます。こうした深層水関連のイベントが重なるタイミングを生かして、首都圏メディアを招聘することにより、深層水のPRを強化し、改めて全国的な知名度向上を図るものです。

次に、左端の最下段、産業技術振興費です。こちらは工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所の三つの試験研究機関の管理運営や研究開発等に要する経費です。

次に、307ページです。説明欄の下から五つ目の3工業技術支援事業費と、1番下の4工業技術振興事業費は、工業技術センターにおける試験研究や技術支援などに要する経費です。来年度は企業のデジタル人材育成や製造ラインのスマート化を支援するスマートものづくり導入支援事業や、デジタル化による試作開発プロセスの効率化などをテーマとした研究を行うこととしております。

次に、308ページです。下から二つ目の8紙産業技術試験研究費から、次の309ページの1番上、10紙産業育成事業費は、紙産業技術センターにおける試験研究や技術支援などに要する経費です。来年度は引き続き工業技術センターとも連携して、竹を活用した新素材など、グリーン化に資する製品の開発支援に取り組むとともに、廃棄する衣類などの繊維くずを活用したリサイクルペーパーの開発などをテーマに研究を行うこととしております。

1番下の12海洋深層水試験研究費は、海洋深層水を産業利用するための研究などに要する経費で、来年度は引き続き、深層水を用いた養殖サツキマスの高付加価値化などをテーマに研究を行うこととしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。310ページです。一つ目の見本市出展業務委託料は、令和7年度に予定されております見本市へ出展するための経費です。出展の申込みなどを令和6年度中に行う必要があるため、債務負担行為をお願いするもの

です。次の事業戦略等推進事業費補助金と戦略的製品開発推進事業費補助金につきましては、事業期間が複数年度にまたがる案件に対応するため、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、令和6年度の特別会計の当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の809ページです。中小企業近代化資金助成事業特別会計です。このうち、1番目の工業振興課の欄は、県内企業の外商活動を支援するために、産業振興センターにこうち産業振興基金を設けており、その原資の一部にしている借入金の利息の支払いに要する予算です。以上で、令和6年度当初予算に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5年度一般会計の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の148ページです。上から3段目の工業振興課ですが、補正前の予算額23億9,261万8,000円に対し、1億2,849万4,000円の減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の156ページです。左端の科目欄の1番下、3工業振興費の右端の説明欄を御覧ください。

まず、1工業振興対策費です。一つ目の新事業チャレンジ支援事業費補助金につきましては、産業振興センターを通じた間接補助として執行しておりますが、今年度の産業振興センターの事務に要する経費の一部に残額が生じることから減額するものです。一つ下の、省エネルギー設備投資支援事業費補助金につきましても、産業振興センターを通じた間接補助として実行しているものですが、申請件数が当初の想定を下回ったことから、減額を行うものです。

2産業振興センター総合支援事業費のうち、公益財団法人派遣職員費負担金は、産業振興センターから当課に派遣されております職員1名分に係る人件費を負担することに伴うものです。その下の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、今お話しした当課に派遣されております職員1名分の人件費が含まれていることから、先ほどの負担金の額に合わせて減額するものです。

次に、157ページです。3ものづくり産業振興費のうち、製品等グリーン化推進事業費補助金は、申請のあった事業費が当初の想定を下回ったことから減額を行うものです。

続きまして、左端の科目欄の4産業技術振興費について御説明いたします。右端の説明欄の2工業技術支援事業費は、工業技術センターにおける研究開発に必要な備品購入の入札による減などです。

以上で、令和5年度2月補正予算についての説明を終わらせていただきます。

最後に、高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明いたします。資料⑥議案説明書（条例その他）の129ページです。

この条例は、紙産業技術センターのいわゆる設管条例で、設備使用料や依頼試験手数料の上限額もこちらで定めております。具体的な改正内容は、新旧対照表で説明させていただきます。

改正部分は、次の130ページ中ほどの使用料を規定した別表第1です。今回の改正では製造加工機の区分の上限額を変更いたします。これは県内事業者から使用要望が増えてまいりました2種類の大型の機器を新たに事業者が利用できるようにすることに伴い、使用料の積算をしたところ、これまでの上限額を上回るため、改正が必要となるものです。

以上で、工業振興課の説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 戦略的製品開発推進事業費補助金で、防災関連産業の関係、今まで以上に海外についてということなんですけれども、海外では見本市とかも予定しているわけですか。

◎岡崎工業振興課長 海外での見本市では現地で開催されているものへの参加を考えておりまして、タイやベトナムで考えていると。防災関連では、現地でセミナーを開催して、高知県の防災の取組、その中で生み出されている高知県の企業の技術をPRして、そこで合わせて商談会を行うことを計画しております。そちらは来年度、台湾とフィリピンでしたいと考えております。

◎坂本委員 現地でやるのも必要だろうと思いますが、せっかくの機会を、国内で利用すると、ひょっとされているのかどうか分かりませんが毎年JICAの関係で、カリブ・大洋州の島嶼国の政府の防災関係の割と高官レベルの職員が、研修で高知に1か月来るんですよ。例えば技研製作所とかを見学しているんですけども、そういうときに利用して高知県の防災関連産業についてのデモンストレーションをさせてもらうとか、今年で言えばミクロネシア、トンガ、バヌアツ、サモア、モーリシャス、そういったところに出向いてやるというのはなかなか難しいんじゃないですか。そういうところの防災関係の、政府の割とレベルの高い職員が来て、研修しているところへ、高知県内でやればプラスになるんじゃないかなと思ったりするんですけども、そういう働きかけは検討したことありますか。

◎岡崎工業振興課長 私どもの課にJICA四国の高知デスクというもので1人配置していただいております。そういった機会、できるだけ県内の企業を見ていただくような、お願いもしているところです。先ほどおっしゃった企業への見学などが主になっていると思いますけれども、そういう中でその他の製品もPRできるような機会は今後もお願いしてつくっていきたいと思います。

◎坂本委員 よく言われるのはカリブ・大洋州の島嶼国の方々は、莫大な金額を投じて防災対策やる予算とかがなかなか難しいみたいで、逆に言うと、私らの地域も受入れしているんですけど、コミュニティー防災とか、あまりお金をかけなくて防災につながることを高知で研究したいというのものもあるんで、技研製作所なんかやっている莫大な工事に伴うも

のを導入するのは難しい部分があるんじゃないかなど。むしろ、防災関連産業で、それを活用しながら、地域の防災力をどうやって高めていくのかということにもつながるという意味での関心はあるんじゃないかなどと思いますので、受入れしている高知大学と連携しながら、そういった取組もされたらどうかなど。

◎岡本委員 ものづくり企業の販路拡大と海外展開の促進、関西戦略の関係ですが、土木・工法の専門家による外商支援の強化というところで、中小企業経営資源強化対策事業費補助金がありますよね。ちょっと分からないのは、関西戦略の中で、何で土木・工法に視点を当てたのか。その狙いについて教えていただけますか。

◎岡崎工業振興課長 本県の外商におきましては、実際に機械など製品化されたもののほかに、独自の工法でもって、建設の受注額みたいな形で売上げを上げられている企業もおられます。これまで、県外に産業振興センターの外商コーディネーターを配置しておりますけれども、主にメーカー出身であったり商社出身であったり、製品のPRには適しているんですけれども、工法関係をPRするには専門知識が乏しいという状況がありました。それを補い、また強化するという意味で、土木技術を持った、知見を持った方を新たにコーディネーターとして配置することによって、工法分野での営業を強化して県内企業の売上げにつなげていきたいというものです。

◎岡本委員 今の説明によると、その分野で、売上げが増える可能性があるにとらんだ上で土木と工法の専門家2名ですか、1名でしたか。売上げが伸びる可能性があるにとらんだわけですか。

◎岡崎工業振興課長 今力を入れています防災関連産業でいいますと、製品と工法というものが分かれてまいりますけど、まさに工法は本県の強みであり、稼ぎ頭の部分です。こちらをもっと強化しようと、特に関西では、万博の後にもIRに向けた工事の需要が見込まれるということで、まずは関西から強化していこうと考えるものです。

◎岡本委員 ここに特設ブースを準備してとかになるわけですか。

◎岡崎工業振興課長 産業振興センターに外商コーディネーターを配置しておりますが、そこに専門の方を新たに1名加えるということです。

◎岡本委員 専門的な知識がある人を配置して、より一層、そういう商品について正確な情報を伝えていこうという思惑で、予算が組まれているわけですか。

◎岡崎工業振興課長 そのとおりです。

◎岡田（芳）委員 2点お聞きしたいけど、一つは高知県ものづくり省力化設備投資支援事業で、国の支援に加えて県独自でも省力化につながる設備導入支援をするということですが、この仕分はどうなっているのか。県独自はどういう部分か具体的に。

◎岡崎工業振興課長 ポンチ絵で言いますとDX推進枠につながるものですがけれども、国のものづくり補助金でオーダーメイド枠がつくられております。こちらは、会社独自のシ

STEM化とそれに伴う機器を入れるという、まさにDXを目指すための補助金となっておりまして、補助率などもいいんですけれども、なかなかハードルが高いと感じております。そのため、製造業の機械一つも、なかなか価格が高くなりますので、そこには応募できないまでもという企業も、一般枠で御支援できるような形で設けているものです。

◎岡田（芳）委員 ワンステップ置くという意味なんですかね。県の支援として一般枠と、そしてDX推進枠につなげていくという。

◎岡崎工業振興課長 企業にはできるだけ国のものづくり補助金を目指していただくというのが第1ではあります。ただそこにはなかなか届かない、ハードルが高いという方は一般枠に申し込んでこられるという、2段階というよりは同時並行で動きます。

◎岡田（芳）委員 賃金も上がるようにしていければいいかと思うんですけど。もう1点、第64号の条例議案ですけれども、単価が結構倍になっていますよね。この根拠といたしますか、倍は結構な額になるんじゃないかなと思うんですけど。

◎岡崎工業振興課長 今回、利用に供することにした機械は、プラント設備のような大きな機械です。多目的テスト抄紙機、それから大型懸垂短網抄紙機という、非常に大きな機械です。そのためこの価格など、使用料の算定におきましては、耐用年数から割戻した価格とか、あとはそれに伴い、大型機械などでは使用に係り監督で1人張りつけるといった経費が加わっていることから、小型のものよりも高い使用料となっているものです。

◎岡田（芳）委員 説明といたしますか、了解をもらう必要もあるかなという気がするんです。倍にするのは結構な負担感があるのかなという気も。

◎岡崎工業振興課長 今回の機器は、もともとは企業から依頼を受けて研究員が分析する手数料として対応していたものです。それを今回企業が直接使える形にもできますよと、依頼分析ですとまた人件費がかさんで、今の金額の倍ぐらいになるところが直接やれば半額で済むといった面で企業にとってメリットがあるので、使用料でできるようにしてほしいというニーズが増えてきたため対応させていただくものです。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

ここで、昼食のため休憩としたいと思います。

再開は午後1時10分をお願いいたします。

(昼食のため休憩 12時4分～13時8分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

御報告いたします。午前中の委員会において田中委員から、産業デジタル化推進課に対してありました資料要求について、資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付し

ております。御確認ください。

それからここで審議に入る前に、委員の皆様をお願いしたいことがございます。

皆様御存じのように、本日、東日本大震災から13年を迎えます。そこで、地震が発生しました午後2時46分に震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため黙祷をささげたいと思います。時間になりましたら、私のほうからお声をかけますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員会始めたいと思います。

〈経営支援課〉

◎下村委員長 次に、経営支援課の説明を求めます。

◎宮地経営支援課長 まず、当課の令和6年度当初予算について御説明いたします。資料②議案書説明書（当初予算）の289ページ、総括表です。上から4段目、経営支援課の令和6年度一般会計歳出予算は50億3,144万9,000円で、前年度より2,089万5,000円の増額となっております。

続きまして、当課の主な歳入について御説明いたします。資料②議案書説明書（当初予算）の311ページです。科目欄の上から7段目、5商工労働費補助金は、経営高度化支援事業費補助金や、中小企業制度金融貸付金保証料補給金などの財源として、国の補助金や交付金を受け入れるものです。

その五つ下、14新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金繰入は、県のコロナ関連融資に係る利子補給などに必要な額を基金から繰り入れるものです。

次に、312ページです。12商工労働部収入は、主に国のコロナ関連融資に係る利子補給の財源を、中小企業基盤整備機構から受け入れるものです。

続きまして、歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。313ページです。右側説明欄の下から3行目、3中小企業経営支援事業費は、小規模事業者などの経営支援に取り組む商工団体などに対し、その運営に要する経費などを助成するものです。次の小規模事業経営支援事業費補助金は、経営相談などを行う25の商工会と六つの商工会議所、商工会連合会の経営指導員など、201人の人件費と経営改善普及事業などに助成するものです。なお、令和6年度より、本補助金で、人件費を助成しております経営指導員の設置基準の見直しを行うこととしております。こちらにつきましては、議案補足説明資料で説明させていただきます。

商工会議所・商工会の経営指導員の設置基準見直しについてです。1商工会議所・商工会が実施する経営改善普及事業の現状ですが、経営支援業務の変遷にあるとおり、対応業務が年々増加する中において、経営指導員の皆様には、地域の事業者に寄り添った支援をいただいているところです。加えて、今後本格化するコロナ関連融資の円滑な返済に向けた支援や、デジタル化、事業承継に対する支援など、その担うべき役割は大変大きなもの

があると考えております。

次に、2 経営指導員の設置基準、3 設置基準の見直しの考え方・これまでの経過ですが、経営指導員の定数を定める現行の設置基準につきましては、管内の小規模事業者数と連動する仕組みとなっております。このため、小規模事業者数の減少に伴い、一部の商工会議所において、経営指導員の設置数が減少する状況が目前に迫っており、地域の事業者から求められる支援サービスが十分に提供できなくなるおそれがあることから、本年度、商工会議所連合会が中心となって、県も参加しながら、見直しについて検討してまいりました。そして、本年2月に、商工会議所連合会より、設置基準の見直しに関する要望と組織運営の改善策が示されたところです。また、商工会については、令和3年度に実施した人事制度改革や事務処理の共通化、システム化など、商工会連合会が主体となり、組織改善に向けた取組を継続的に実施いただいているところですが、商工会議所と同様に、近年業務量の質的、量的な負担が増していることから、設置基準の見直しの要望と、さらなる改善策が、この2月に提示されたところです。

こうしたことから、県として、特に中山間地域など経営環境の厳しい地域の事業者にとって、商工会議所・商工会の役割は今後さらに重要になるとの認識の下、4 設置基準の見直しの右側にありますとおり、令和5年度当初時点の小規模事業者数をもとに経営指導員の設置数を定数化することで、中長期的に安定して支援サービスを提供できる体制づくりを後押ししてまいりたいと考えております。

なお、定数化は恒久的なものではなく、経済センサスの結果が公表される5年後と、次回は令和10年度に、社会情勢や経営指導員に求められる役割の変化などを踏まえて、改めて設置基準の見直しを検討する予定としております。

資料②議案説明書（当初予算）の313ページに戻ります。次の高知県中小企業団体中央会補助金は、高知県中小企業団体中央会の指導員など15人の人件費と人材育成事業などに助成するものです。

次に、314ページです。1 番上の経営高度化支援事業費補助金は、資金繰りの悪化した事業者の事業再生や新事業への転換などの高難度な案件に対応するため、専門的な経営知識を有する人材を、経営支援エキスパートとして、高知県商工会連合会と高知商工会議所に2名ずつ配置する事業に助成するものです。

次に、4 商業振興事業費の商店街デジタル化支援委託事業と商店街人流計測機器導入等支援事業費補助金は、議案補足説明資料で説明させていただきます。

デジタルデータを活用した商店街活性化の取組です。1 現状・課題ですが、商店街を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響や、デジタル技術の活用により、通販での購入が伸びるなど、大きく変化しております。このような環境の変化に対応し、商店街のにぎわいを取り戻していくためには、デジタル技術を活用し、商店街の集客力向上や、

個店の経営力の強化などにつなげていくことが重要だと考えております。

そのため、2これまでの取組として、商店街関係者や情報システムに関する事業者に参加いただき、デジタルデータ活用による商店街等活性化検討会を開催するとともに、各商店街への説明を行ってまいりました。商店街の皆様にご説明する中で、関心はあるが、具体的に効果や費用負担を知りたいとの意見を多くいただいたため、本年度、人流計測機器のコストなどを検証することを目的に、人流計測デジタル化調査を実施したところです。

調査の結果につきましては、資料左の中段のとおりです。人流を計測するための機器は複数あり、いずれの場合でも、1台あたり月に数万円程度のランニングコストが発生すること、データを活用した取組が全国で複数の事例が見られるほか、取組が始まったばかりの地域が多く、現時点ではモデルとなる事例が現れていないといった報告をいただいております。

この調査結果に対して、商店街の皆様からは、導入イベントなどの効果検証に活用したいとの意見がある一方で、ランニングコストが負担である、コストに見合った成果があるのか分からないため、身近な事例を見て考えたいといった御意見をいただきました。

このため、今後、まずは人流計測機器の導入を希望される商店街組合の取組を高知市とともに支援することとし、機器導入後は、人流データを活用して、来街者の属性を分析し、イベントの効果検証などを行ってまいりたいと考えております。あわせて、個店が取り込むデジタルデータなどを活用した経営力強化のための取組に対して、専門家による伴走支援を実施いたします。

このように、商店街での人流計測機器の導入と個店のデジタル化の二つの取組をセットで実施することにより、得られた成果を他の商店街に横展開を図ることで、導入エリアの拡大を図ってまいりたいと考えております。

この取組を支援するための経費として、5 R 6の取組内容にありますとおり、人流計測機器導入に関する費用を支援する商店街人流計測機器導入等支援事業費補助金と、専門家の伴走支援などを行う商店街デジタル化支援委託事業を計上させていただいております。

資料②議案説明書（当初予算）の314ページに戻ります。上から六つ目、空き店舗対策事業費補助金は、商店街の空き店舗に出店する事業者に対し、出店時に必要な改装費の助成や、空き店舗所有者が行う店舗部分と住居部分の分離に係る費用を助成するものです。空き店舗対策の課題として、出店希望者がいても、店舗が古いなどの理由により、活用できる空き店舗がない地域が見られることから、店舗所有者が行う内外装や屋根工事を補助対象に追加し、さらなる空き店舗の活用を推進してまいります。その下の商店街等振興計画推進事業費補助金は、地域商業の活性化を図るため、それぞれの地域における歴史や文化、食や自然といった地域資源を活用した振興計画を策定し、その計画に位置づけられた取組を実行する商工団体等に助成するものです。次の中山間地域商業機能維持支援事業費

補助金は、中山間地域で地域に必要な店舗の出店を市町村と連携して進めることで、住民の生活環境の維持向上につなげることを目的としております。

次に、5 中小企業金融対策事業費の一つ下、中小企業制度金融貸付金保証料補給金は、県内の中小企業者に必要な事業資金の供給を行うために設けております、県制度融資の利用者の負担軽減を図るため、利用者が信用保証協会に支払う保証料の一部を助成するものです。令和6年度当初の県制度融資は、融資枠を562億円に設定しております。このうち、コロナ関連融資などの借換え需要を見据えた融資制度に関して、議案補足説明資料で説明させていただきます。

コロナ関連融資などの借換え需要を見据えた、国のコロナ借換え保証を活用した経営改善支援融資を令和5年1月に創設し、中でも経営が厳しい事業者を対象に、独自で保証料の上乗せ補給を行っております。令和6年度も引き続き上乗せ補給を行い、事業者の資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援してまいります。予算額として、来年度の借換え見込み369億円のうち、セーフティーネット保証4号の認定を取得した上で、借り換えることを見込んだ259億円に対する保証料補給額を計上しております。

資料②議案説明書（当初予算）の314ページに戻ります。右の説明欄の下から三つ目、中小企業設備資金利子補給金は、商工会、商工会議所などの支援により、経営計画などを策定した中小企業者等が、その計画に基づき行う生産性向上や脱炭素化のための設備投資に必要な資金を調達するための融資に係る利子を補給するものです。その一つ下の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金は、いわゆる国と県のコロナ関連融資に係る利子の補給分です。

次に、315ページです。7 事業承継支援事業費の事業承継等推進事業費補助金と事業承継奨励給付金、8 地域通貨普及促進事業費の地域通貨普及促進事業費補助金については、議案補足説明資料で説明させていただきます。

円滑な事業承継の推進です。事業承継の推進につきましては、事業承継・引継ぎ支援センターなど、関係機関と連携した啓発やニーズの掘り起こしにより、相談や成約件数は徐々に増加してきております。しかしながら、経営者の高齢化や人口減少に伴う商圈の縮小が進んでおり、より一層取組を強化していく必要があると考えております。

課題として、経営者が60歳以上で後継者不在の事業者数に比べ、相談件数がまだ少ないこと、売手に比べ、買手の相談が少ないことが挙げられます。これらに対応するため、次年度は、事業承継の対象となる事業者に向けた啓発活動の強化と、買手の増加に向けた支援の強化に取り組むこととしております。

資料中段、令和6年度を取組の②買手の増加に向けた支援の強化を御覧ください。事業承継等推進事業費補助金は、事業承継に取り組む事業者に向けて、事業承継計画策定や、M&Aの仲介委託費用などを補助するものです。令和5年度からは、中山間地域で事業を

引き継ぐ買手への支援を開始し、事業の買収や事業承継後の取組に係る費用への補助を行ってまいりました。令和6年度は、中山間地域の買手に向けた支援をさらに強化するため、継業準備支援枠を新設し、事業や経営について未経験の方でも継業に踏み切ることができるよう、後継者の引継ぎ期間中の生活費を補助することとしております。

資料右下の事業承継奨励給付金は、中山間地域で事業を引き継ぐ買手に対して支給するもので、中山間地域の事業引継ぎを受けた、県内の買手に50万円、県外からの移住を伴う場合には100万円を支給することとしております。移住施策と連携し、広くアピールすることで、本県に注目していただき、買手の増加につなげ、中山間地域における第三者承継の促進を図ってまいります。

次に、県内のデジタル地域通貨の普及促進です。地域通貨のメリットとして、一般的なキャッシュレス決済サービスに比べ手数料が低く設定されており、経営基盤が弱い事業者にも導入しやすくなっております。また、利用できる店舗が県内に限定されることから、地域における経済循環が促進され、地域経済の活性化にもつながることが期待できます。加えて、自治体が活用することで、例えば子育て世帯への給付やデジタル地域振興券の発行など、将来的に行政サービスの向上も期待できるところです。県内においては、一部の自治体で地域通貨の取組が進んでいるところですが、このたび、県内の金融機関が、県、高知県市長会、高知県町村会と締結した、地域未来デジタル化貢献プロジェクトの推進に向けた連携協力に関する協定に基づき、県内全域を対象とした地域通貨サービスの提供を開始されますので、次年度は、各団体が実施する地域通貨普及促進の取組を支援する補助金を設け、キャッシュレス決済の普及と地域の経済循環の促進を図ってまいりたいと考えております。補助対象経費は、県内の地域通貨の運営主体が実施する利用促進キャンペーンや広報活動に係る経費としております。補助事業の計画段階で、県も交えて事前協議を行うとともに、事業計画書において目標値を設定することなどにより、事業の実効性を確保してまいります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の316ページです。一つ目の中小企業制度金融貸付金の保証料補給は、先ほど御説明した制度融資の令和6年度の新規融資に係る保証料補給金について、償還期限まで債務負担を行うものです。その下の中小企業設備資金の利子補給は、生産性向上及び脱炭素化のために行う設備投資に係る融資の利子補給金について、補給期限まで債務負担を行うものです。最後の高知県信用保証協会が行う農業ビジネス保証制度における損失補償は、国の農業ビジネス保証制度を活用した融資メニュー、農業ビジネス保証融資制度により、商工業者の農業参入、農業の6次産業化に関する資金需要にも対応するために債務負担を行うものです。

続きまして、特別会計について御説明いたします。809ページです。当課で所管する特

別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計で、上から二つ目の経営支援課の欄にありますとおり、令和6年度の予算は5億6,047万2,000円で、前年度より4億1,107万円の増額となっております。主な増額の要因は、来年度の償還額が大幅に増となっていることによるものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。813ページです。2段目の1設備導入資金助成事業収入の197万3,000円は、前年度からの繰越金などです。

2高度化資金助成事業収入の5億5,849万9,000円は、中小企業者への貸付金の元金収入などです。

続きまして、歳出について御説明します。815ページです。科目欄の上から三つ目、1償還費です。これは、償還を受けた設備近代化資金を負担割合に応じて、国と県の一般会計に償還するものです。

その下の2運営費は、設備導入資金の債権管理などに要する経費です。

科目欄の1番下、2高度化資金ですが、次の816ページの1段目の1元利償還費を御覧ください。これは償還を受けた高度化資金を負担割合に応じて、中小企業基盤整備機構と県の一般会計に償還するものです。

その下の、2運営費は、高度化資金の債権管理等に要する経費、右の説明欄上から三つ目の債権管理業務等委託料は、県が管理する貸付金について、連帯保証人の死亡に伴う相続人調査や法的手続が増加していることから、債権管理業務の効率化を図るため、専門業者に委託を行うものです。

以上で、令和6年度一般会計、特別会計の当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の148ページです。上から四つ目の経営支援課は3億7,884万8,000円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。161ページです。右の説明欄をお願いいたします。1人件費の市町村派遣職員費負担金につきましては、室戸市からの派遣職員1名分の人件費を協定に基づき負担するものです。

2商業振興事業費の中山間地域商業機能維持支援事業費補助金の減額は、開業に当たって出店状況が整わなかったことなどから、活用が進まなかったことによるものです。

その下の3中小企業金融対策事業費ですが、次の162ページの1段目、中小企業制度金融貸付金保証料補給金の減額につきましては、保証協会からの請求が見込みを下回ったことによるものです。二つ下の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金の減額は、金融機関からの請求が見込みを下回ったことによるものです。

三つ下の、4事業承継支援事業費のうち、事業承継等推進事業費補助金につきましては、事業継続に向けた利用や第三者承継で買収を行う事業者の利用が伸びなかったことから、減額を行うものです。

次の5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金は、国の交付金を令和6年度以降も活用していくために、基金に積み立てるものです。

続きまして、特別会計の補正予算の歳出を御説明いたします。408ページです。科目欄の上から二つ目、2高度化資金の下の1元利償還費は、事業者の償還計画の変更により、償還額が計画を下回ったため減額するものです。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。資料⑤議案書（条例その他）の37ページです。高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案です。こちらにつきましては、補足説明資料で説明させていただきます。

まず、1条例改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、同臨時交付金が追加して交付されるに伴い、基金の設置期間を1年間延長するなど、必要な改正をしようとするものです。

次に、2条例改正の内容ですが、2点あります。1点目は第3条の基金の経理は国から臨時交付金を受けた年度別に行うとする規定に、令和5年度分の臨時交付金を対象に追加する内容としております。2点目は附則第2項の改正です。先ほど御説明いたしましたが、臨時交付金の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、交付金が追加して交付されることから、基金の設置期間を1年間延長しております。

3施行期日は公布日としております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 補正の関係で、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金が2億5,000万円余ほど減額されていますけれども、その理由として金融機関からの請求見込みが下回ったという言い方なんですけど、なぜ下回ったのかを詳しく説明してください。

◎宮地経営支援課長 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金につきましては、令和5年度予算は、令和4年度の支払い実績を基に計上をしているところなんですけれども、償還が進捗して元金の減少が進んだこと、それから、繰上償還があったことなどにより、当年度の支払い金額が、減額となったものです。

◎坂本委員 繰上償還や償還が順調にしているということは、新型コロナウイルス感染症対策の資金についての返還が順調にしていると。借換え需要が高まったりとかそんなことはなくて順調に進んでいるという、県下の情勢であるということですか。

◎宮地経営支援課長 先ほどの御説明の中で1点抜かりましたが、繰上償還とともに、コロナ融資を借換えた場合にも、一旦そのコロナ融資は償還という形になりますので、その分の利子補給は一度減額になって、それも一度繰上償還して、借換えしていただくことに

なりますので、コロナ融資の利子補給は減ることになります。償還につきましては、順調にされているかと思いますが、まだまだ償還を迎えていない方もいらっしゃると思いますので、注視してるところです。

◎坂本委員 借換え需要も一つの要素であるのは説明されるとおりだと思いますけれども、全般的に金融機関からの請求が少なかったから減額したということは、償還が順調にしているから請求そのものがないという理屈でいいんですか。順調にしているのか、あるいは、なかなか困難な事業所もあって、一旦償還という形になるのかもしれませんが借換えをしながら対応してると。借換えしているということは償還が終わっていないということですよ。とにかく、償還がうまくいっているかどうかを、県内の情勢として知りたいです。

◎宮地経営支援課長 現在、コロナ関連融資の返済状況ですが、1月末時点の状況で約定どおりに返済されているところは52%となっております。それと、県制度融資による借換えを実施したり、一部条件変更されたりが22%となっております。自己資金により完済されたところが23%となっております。順調にいかれてるところと、それからまだ償還期間がきていないところもありますので、そこについては注視しているところですよ。

◎坂本委員 大体分かりました。ほかの県との比較とかされているんでしょうか。ほかの県と比べて高知県は特にうまくいっているのか、あるいは、ほかの県は割とうまくいっているけど高知県はまだ困っている事業所もあるという状況なのか。他県と比べた状況は分かりますか。

◎宮地経営支援課長 他県と具体的に比較した調査はありませんが、高知県の場合は、県制度融資をした関係もありまして、据置き期間を長く取られているところもありますので、償還が始まっていない事業者が他県に比べて多い状況ではあるかと思っています。

◎武石委員 事業承継、これも非常に、本県にとって重要な取組になると思いますので成果を出していただくことを期待しておりますが、今この資料を見ますと売手と買手があって、買手を掘り起こさなくちゃならんと。買手のイメージとしては、移住希望者、地域おこし協力隊員、起業の希望者ということですけど、一つには、無借金経営でやっているところならまだしも、借金抱えていた社屋とか、そういう資産はあるにしても、借入金なんかがある場合にどうするか、それまで引き継いでやらなくちゃ事業承継もできないんじゃないかと思うんですけど、そういう課題とか。

それから、パン屋さん、結構高齢化しているんで、後どうしますって聞いてみたら、若い人に継ぎたいけれど、それができにくい理由がある。というのは、1階が店舗と工場、2階は住まいという生活ぶりなんで、そこに新しい人が来てやりますと言っても、なかなか機械設備を伴う話なんで、建物物件を借りてやる場合、じゃあ機械まで移動してやるんかと、そうなるのかなり資金もかかるっていうこともあったり、そんな課題とか。

それからもう一つ、測量設計業の会社なんですけど、複数の会社、もう社長の息子さんが帰ってきて、後継ぎがいるんですよ。だからあなたのところなんか安泰ですねって言ったらいやそうやないんやと。親父さんについてきた技術屋が同じく高齢化していて、若い息子が帰ってきて後継ぎはいいんやけど、その親父さんについてきた技術屋がもう退職してしまうんで、それを補充する技術屋がおらんということは仕事ができないっていうことになるんで、大変なんだっていう話聞いて驚いたんですけどね。

幾つか例を挙げましたけど、いろんな事例があると思うんですけどね。その中でどうやって事業承継を進めていくのか。できれば、こんな課題がありますっていうことも、御存知であれば披露していただいて、その中でどうやって進めていくのかっていうことをお聞きしたいんですけど。

◎宮地経営支援課長 事業者さんの数だけ経営状況は違いがあるかと思います。おっしゃるとおり、借金を抱えているところに関しては経営改善が必要ですし、住居の中に設備があるところに関してはその設備を引き受けて、どこでやる、新しい事業をされるかっていうところまでケアをする必要があるかとは思いますが。事業承継・引継ぎ支援センターでそれぞれに合った助言をする、それから、活性化センターで課題解消の支援をするといった取組を進めておりますし、事業承継・引継ぎ支援センターでは、来年度からより専門家、税理士といった方も採用して、具体的な支援を行っていく予定だとも伺っておりますので、より丁寧にケアして、次の世代に引き継げるような取組につなげていきたいと考えております。

◎武石委員 いろんなケースがあると思うんですけど、事業承継・引継ぎ支援センターが関わった案件に、私も相談を受けて関わったこともありますけど、やっぱり事業承継・引継ぎ支援センターでもできることとできないこともあると思うんで、むしろできないことをどうするかっていうのが重要だと思うんで、これ以上言いませんけど、一つ一つの成果を出していただくようお願いしたいと思います。

それと別件なんですけれど、これは質問じゃありません。部長にちょっと要請したい案件ですけど。例の林業振興・環境部が進めている省エネ家電、買い替えしたら補助を出しますよという案件ですよ。これ一燈立志の会の大石議員が代表質問で取り上げて、予想の申請数は下回ったけど、4割は町の家電屋さんで買っているという知事答弁があったんですけどね。知事が言う4割は地域店でっていう中のどこの地域なのか、高知市に集中しているのか中山間地域の電気屋さんなんかでも買っているのか。それをこれから調べたいと思っているんですけど。ここでお聞きしたいのは、高知県電機商業組合の理事長から話を聞いたが、理事長がおっしゃるに、県がそういうふうに取り組んでくれているのはありがたいけど告知不足だと。ほとんどの県民が知らない。おっしゃっていたのが、たまたまエアコンとかテレビを買おうと思うて、全国チェーンの電気店に行ったところが、お客さ

ん今なら県のこんな補助金がありますよっていうそこで初めて知らされたというケース、県がこんなことやっているから買いに行ったんじゃないくて、たまたま行った電気店で知らされるっていうケースが非常に多いんだという話。それから申請しようってなると申請が非常に複雑、難しいと。大手の量販店はその申請のお手伝いをしてくれない。ただ町の電気店は、その申請の手続までお手伝いしているという部分があると聞きました。

それから、もう一つは県がそういう発表をした一方で、実施する日のタイムラグがあるので、それを使えるようになるまで待っておこうかということになって、買い控えが起こっているって話がありました。できればということですけど、県内事業者で買ったら、何かインセンティブですよ。大手の量販店やったらこのぐらいの補助やけど、町の電気店で買ったら、もっと補助がもらえるというようなインセンティブがないもんだらうかという話。それから、話まとめますけどその理事長おっしゃるに町の電気店っていうのは、常にお客さんと密接に関わっているの、お年寄りの見守りにもつながっているし、家の修理まで頼まれたら気軽にやってあげたりという、非常に親密な付き合いをしているということで、そういう見守りという意味でもやっぱり、町の電気屋さん存在意義っていうのを県にも知ってもらいたいというお話がありました。

商工会、商工会議所に加盟している電気店も県内には多いはずなんですよ。だから、商工労働部の立場から、林業振興・環境部に、もっと地域の電気店のことを考えやってくれというような意見交換をしてもらいたいと思うし、商工会議所、商工会にも加盟の電気店の意見を調査してもらって、県政に反映してもらえないかというのが私の要請です。

◎松岡商工労働部長 林業振興・環境部の補助金のことは大ざっぱには把握してるんですけど詳細は分からないんですけど、今回は、企業とかよりも個人の県民だとか家庭の電気高騰対策ということなので、買うところの利便性ということも考えられたのかなと思って本会議では聞いていました。商工労働部の立場としては、もしこれが経済対策であれば、地元優先っていう考え方もあろうかと思うんですけど、そこら辺は林業振興・環境部と総務部との中で、バランスをどこに置くかっていう議論がされたんだらうかと考えています。ただ、今のお話で商工会と商工会議所にお話も聞いた上で、今日のここでのお話をいただいたってことは林業振興・環境部には直接お伝えするようにさせていただきたいと思っています。

◎岡田（芳）委員 人流計測機器のことで伺いたいんですけども、補助率2分の1なんですけど1,000万円余りということで、結構値段が張るものなんですか。これ何台設置する予定なんですか。

◎宮地経営支援課長 これはカメラを5台設置する予算になっております。

◎岡田（芳）委員 その費用対効果ですよ。結局、人が流れてどこで何を買ったりとかいうデータ集めて、有効に活用するということなのか。流れの数を把握して、何か企画をす

るだとか、どんな使い方をしていくのか。ポンチ絵が多少ありますけどもこの辺の効果、どう評価するのか。

◎宮地経営支援課長 人流計測機器の導入に当たりましては、これまで高知市中心商店街、周辺商店街で夏と冬の年2回、人手によって計測していたんですけれども、短期間で計測をする、人手で計測すると、天候であったり催しであったりとかで、年によってすごく差が出たりばらつきがあったりして、それを何かのイベントの結果で人が増えたとかっていうことになかなかフィードバックできるような状態ではなかったっていうのがありまして、商店街も正確な数字を押さえていって、自分たちが行った事業がどれだけ効果があるものかというのを見ていきたいと、それを、商店街のほうでみんなにフィードバックして新しい取組につなげたいということが、スタート地点でありまして、そういうデータが正確にとれるっていうのが1番に。

◎岡田（芳）委員 どういう成果を狙ってというところがぼやけている気がして、どう生かすお考えなのかということをもう少し分かりやすく。

◎濱田商工労働部副部長 少し補足させていただきます。委員がおっしゃるように単に数をとるだけでは、統計のためだけに1,000万円とか、いかにもったいないので、これ二つの事業がセットになっておりまして、カメラを設置する1,000万円余りの事業と、商店街の各店舗がデジタル化とプラスしてカメラなどで取得したデータをどういうふうに経営に生かすかっていうところを、専門家が伴走支援をして、まさにモデル店舗になっていただき横展開していくと、対になっています。成果で、すごく分かりやすい例で言いますと、従来、20代、30代の女性を対象にした用品店がありましたと、最近どうも売行きが芳しくないんだということで改めてデータを眺めてみたら、従来は20代、30代が多かったのかもしれないけれども、40代以上の方が多くなってきているということで、品ぞろえをそういう世代向けに変えることによってまた売上げを上げていくとか、あるいはデータを蓄積していくことによって、長いこと蓄積していくとだんだんお客様の数は予測することができますので、例えば飲食店であれば、それを仕入れに反映する、あるいはアルバイトの数、ローテーションに反映することによってコストを削減していくとか、そういうモデル店舗をつくっていくという、よく業界で言われるのが従来の勘と経験の経営から、データを活用した経営に転換をしていくという、新しい試みです。

◎岡田（芳）委員 そうなると設置場所とかデータが数字としてかなり出てくると思うので、どういう地域でやるかということも大事になってくるかなと。

◎濱田商工労働部副部長 そこはもちろん、やる商店街はいわゆる中心部の帯屋町のメインの通りでやりますけれども、単にカメラの設置1,000万円余りの物を買うだけではなくて、どこが効果的かという助言も含めた値段になっていますので、地元の御意見と専門家の意見を合わせて最適な場所にやると、また場合によっては途中で場所を変えるというの

もあり得ると思っていますので、そういうことをやっていきたいと思っています。

◎岡田（芳）委員 あと別件で一つ、商工会議所・商工会の経営指導員の設置基準の見直しについて御説明があったんですけども、こういう御要望が2月に上がっているということですけども、小規模事業所の経営支援、地域経済の下支えということで大きな役割を果たして下さっているという中で、会員数が減ってきたり様々な困難もあろうと思うんですけども、スケジュール感というか、どういう手順でどういうふうに見直されようと考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎宮地経営支援課長 見直しの内容につきましては、資料の字が小さくて申し訳ありません。右の下段に書いております改善策で、経営支援サービスの向上ですとか、支援の効率化を二つの柱で見直しをしていかれるということです。スケジュール感としては、来年度から、例えば商工会でしたら、これまで専務理事さんだけの会だったのが、事務局長であったり担当部署の職員同士の交流と意見交換を踏まえて、よりよいサービスの在り方の検討を進めていかれるということで、来年度からすぐに着手されると伺っております。あと事務なども商工会議所はそれぞれやり方が違っておりますので、効率化を図るために、共通化とかできるものはないかという議論も進められますので、できるだけ早くっていう思いはあると思いますが、設備とか機器の導入などもありますので、計画を立てて進めていきたいという話を伺っております。

◎岡田（芳）委員 県としてはどういう支援というか相談をされていくということになるんですか。

◎宮地経営支援課長 検討会の中に県も入らせていただいて、広域的に取り組むのであれば、全国的な情報なんかも入れながら効果的な方法とか、先例なんかも御紹介しながら、よりよい方法を一緒に考えていきたいと思っています。

◎土居副委員長 関連で。デジタルデータを活用した商店街活性化の取組についてなんですけれど、令和5年度に機器導入箇所が決定されているということで、要はこの事業の肝は、取得するデータ、導入するデジタル機器、これでどこまでの細かい情報が得られるのかということと、その得られたデータの検証能力ですね、それを踏まえての活用方法の提案ということだと思っておりますけど、取組が始まったばかりで全国的にも模範的なモデルケースがない、成功事例がないということですので、検証を請け負う事業者の能力が非常に大事になってこようかと思うんですけど、成功事例がない中で、県としてはどういう事業者を想定されておられるのか。

◎宮地経営支援課長 デジタルデータの活用に向けては、やはり専門的な知見が大事だということで、商店街デジタル化支援委託事業で商店街の活性化ですとか、まちづくり分野の課題解決、もしくは、中小企業の経営コンサルタントの実績、経験があること、それとあわせてITコンサルタント業務の経験があることっていう条件を入れさせていただ

ておりまして、しっかりデータを活用することと、個店に合った、どういう機器を入れたらいいのか、データ活用したらいいのかっていう計画を、個店のヒアリングもしながら計画をつくっていただいて、必要な機器の導入というか、いろんな政策も紹介していただく、データの使い方もやっていただく。それと、今回は1年限りの予算になっているんですけども、この委託事業が終わった後でも、皆さんが、商店街の方が自分たちで事業を進めていけるような仕組みづくりも一緒にしていただけるような委託を考えております。

◎土居副委員長 令和6年度から始めるということで、スケジュール感的なものがどうなのかということ。年度内に効果的な活用方法を取りまとめてくれる、一定の答え出してくれるというイメージでかまいませんか。

◎宮地経営支援課長 商店街の機器の設置が夏頃になろうかと思うんですけども、それまでに委託事業者の方には個店のヒアリングをしていただいて、個々の事業者にあった計画を立てていただく予定をしております。それで、データがとれ始めたら順次、活用について助言をいただいたり、デジタル機器とか在庫管理とかいろんな経営のほうでもアドバイスをいただきながら、年度末に向けて一つでもよい事例を創出していただく。年度内には事例集を取りまとめていただくようなスケジュール感で進めていただくように考えております。年度末には、その地域以外の方も成果を共有できるような会を持っていただくように考えております。

◎土居副委員長 年度内に成果を出して、それをほかのエリアにもとおっしゃったんですけど、デジタル機器の導入に対する新たな支援策的なものも視野に入っている話ですか。

◎宮地経営支援課長 この取組を始めてデータの蓄積によって、いろんなことができてこようかと思えます。この先行事例を見て関心を持たれたところにも、しっかりデータを取り込むこととか機器を設置することのメリットとか、いろんな課題、コストの面なんかも踏まえて、御理解いただいて、本当に必要であるということであれば、その地域の市町村の方とも相談して、支援策については考えてまいりたいと思えます。

◎土居副委員長 あと、このポンチ絵のその他のところで、令和6年度は高知工科大学との連携ということも入っているんですけど、プロ集団で民間事業者に委託してやっという中で、工科大学の関わり方はどういう想定をされているんですか。

◎宮地経営支援課長 工科大学は、新年度から新学群ということで、また2年後には永国寺のキャンパスのほうにも、工科大の学生さんがいらっしゃるということで、そこで、学生さんがフィールドワークとして商店街の中に入って、個店の方と大学生としてのいろんな取組をしていくイメージを持っております。

◎濱田商工労働部副部長 資料の右肩にも書いていますが、一昨年、検討会を立ち上げたときの会長に、今度の新学群の責任者に就任予定の方にも入っていただいて、ずっとコミュニケーションを重ねてまいりました。新学群がPBLという形で地域に入って研究と

学習をしていく一つのフィールドとして、課長が申しあげましたけども、商店街と連携していこうということで、既に大学の幹部の方と商店街の役員の方との意見交換なんかも始まってきていますので、コンサルタントによる伴走支援はそれでやりますけれども、大学の研究の場としても活用いただくことによって、データの活用というのも学術面からいろいろと御支援をいただきたいなと考えているところです。

◎岡本委員 人流測定に関連してですけれども、これまでの取組があつて、調査の結果があつて、今後のことになっていきますよね。調査の結果としてちょっと気になる点があります。負担するコストに見合った成果があるのか疑問を感じると。実感できないために、具体的に身近な事例を見てからということがあつた後に、来年度の事業になっているんですけども、この協同組合帯屋町筋というところに特化されているんですけど、ここは、自分からやりたいと積極的に手を挙げてのことなんでしょうか。そこを説明していただけますか。

◎宮地経営支援課長 積極的にやりたいという御意見をいただいております。

◎岡本委員 令和5年4月から8月まで実施されていたと、これまでの経過の取組の中です。帯屋町筋ではやられてなかった、今度新たにということですか。

◎宮地経営支援課長 令和5年4月から8月に行ったのは、これの前段になる、どんな機器があるか、どんな取組、どれぐらいのコストがかかるかという調査をしております、それをもとに、帯屋町筋がやりたいという御意見をまとめられたということです。

◎岡本委員 ちょっと気になるのは私四万十市ですけども、人の流れが人流測定をするような状況にない、はっきり言って少ないと。だからどういうふうに分被されて、分析したことが、高知市以外のところにどのように活用されるかは非常に疑問も持つんですよね。その辺りどう思われますか。もう高知市だけに特化した形になろうと思われているのか、それとも、高知市以外の市町村でも活用できると思っているのか。

◎宮地経営支援課長 これから実証実験的に取組が進められるんですけども、大規模でなくても、人の流れとかデータを生かした個店の経営改善という取組が、これからいろいろないい結果が出てくる可能性がありますので、そういったものは、四万十市でも参考にしていただけたらということはあると考えております。

◎岡本委員 はっきり言って高知市以外はなかなか人流の測定をしても、思うような結果が出てこないと思うので、そういうところに目を当てた形での取組をしてもらいたいなあとという要請をしておきます。

◎坂本委員 デジタル地域通貨の関係で、来年度の予算の中で3団体を予定しているということなんです、現状でどれだけの団体が地域通貨をやられていて、その3団体はどういうところが想定されるのかっていうのが分かれば教えてください。

◎宮地経営支援課長 資料の中ほどにあり、地域通貨の対象地域で県内全域というのが、

これは高知信用金庫が取組をされております。市町村単位ですと、香美市と土佐清水市が取組を進められております。

◎坂本委員 土佐清水市はもう既にやっていますよね。新規でやるとかじゃないということですか。今回の予算が新規の事業に充てるとかじゃなくて、今までやっているところに対して、こういうポイントキャンペーンの形でやってくださいよということになるわけですか。

◎宮地経営支援課長 今まで取り組まれている市につきましても、なかなか事業者の参加が進んでいないという面もお聞きしておりますので、そういった広報面ですとかそういったところは支援していきたいと思っております。

◎坂本委員 今やっている自治体で、それほど市内の事業所が、思うほど取組に参加されていないと、それを広げていくためにやるということなんですか。

◎宮地経営支援課長 そうでございます。

◎戸田委員 商工会の、令和6年2月に設置基準見直しに関する要望と更なる改善策を県に提示されたということですがけれども、内容は、当然、経営指導員を増員してほしいという要望なんでしょうか。

◎宮地経営支援課長 増員の要望ではなくて、必要な定数化、今ある、経営指導員の数の定数化という要望をされております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、経営支援課を終わります。

〈企業誘致課〉

◎下村委員長 次に、企業誘致課の説明を求めます。

◎小川企業誘致課長 まず、当課の令和6年度当初予算の一般会計について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の289ページです。予算総括表の下から3段目の企業誘致課です。令和6年度の当課の予算総額は15億7,932万1,000円で、令和5年度と比較して1,219万3,000円の減となっております。これは、企業立地促進事業費補助金の減などが主な理由です。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。317ページです。上から三つ目の5商工労働費補助金は、立地企業人材確保支援事業などに充当する雇用開発支援事業費等補助金など、国からの補助金や交付金の受入れです。中ほどにあります12繰入金は、流通団地のリース収入を一般会計に繰り入れるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。318ページです。右側の説明欄に沿って、主な事業について御説明いたします。上から三つ目の2工業立地基盤整備事業費は、香南工業用水に係る地下水の保全に関する調査や、工業団地の開発に向けた調査が主なものです。四つ下の工場用地整備事業費補助金は、新たな工業団地の開発に当たり、開発候補地

を選定する調査や、候補地が開発に適した土地であるかを詳細に評価するための条件調査を行う市町村に対して補助するものです。

次に、下から二つ目の、3企業誘致活動推進事業費について御説明いたします。次の319ページをお願いいたします。1番上の見本市出展業務委託料は、大都市圏で開催される見本市に本県の企業立地ブースを出展してPRを行うもので、地方へのサテライトオフィスの設置などに関心のある経営者層が多数来場される、第3回バックオフィスDXPOへの出展を予定しております。出展することで、本県の創業環境の魅力や地方進出のメリットを紹介するなど、積極的な情報発信を行い、本県への立地の可能性がある見込み企業を掘り起こしてまいります。その下の、立地企業人材確保支援事業委託料は、立地企業の仕事の内容や、働く魅力などをPRすることで、県内での認知度を高め、事業規模の拡大を図る上で必要な人材確保を支援するものです。主には、合同企業説明会を開催するもので、一般求職者を対象に、遠隔地に居住している方でも参加しやすいオンライン形式と、より深い理解につながりやすい対面形式で説明会を開催することにより、オンラインと対面の双方の利点を活用して、立地企業と求職者とのマッチング機会を創出するものです。その下の、立地企業キャリアアップ研修事業委託料は、立地企業の社員を対象に、業務マネジメントなど、ビジネススキルに関する研修機会を提供することにより、正社員への登用や中核人材の育成を促進することで、社員の定着やキャリアアップと併せて、立地企業の事業規模の拡大を促進するものです。その下の企業誘致活動デジタル化推進事業委託料は、誘致活動のデジタル化に関するもので、誘致対象企業を掘り起こすため、インターネット広告の運用などを通じて企業データを取得し、そのデータを、マーケティングツールを活用して管理や分析を行いながら、メールマガジンの送付や、ウェブセミナーの視聴を促すといった施策を展開することで、本県により興味を持っていただき、直接の企業訪問など、提案機会の拡大につなげようとするものです。その下の人材確保支援システム構築等委託料は、オンラインで就職活動を行っている求職者が増えている状況を踏まえて、求職者が、Zoomなどに比べて手間がかからず、簡単にオンラインで企業との面談や就活イベントへの参加ができるシステムを構築するもので、求職者と企業のマッチング機会を増加させ、県内就職者の増加と企業の人材確保につなげようとするものです。その下の企業立地促進事業費補助金は、工場の新増設等の設備投資に対し助成を行うもので、予定している7社への助成です。その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、事務系企業へのオフィスの賃借料など運営経費に対し助成を行うもので、予定している6社への助成です。

ここで、新たに立地が決定した事務系企業につきまして、議案補足説明資料で御説明いたします。株式会社Harforですが、関西電力の100%子会社の株式会社かんでんCSフォーラムを主な株主として1月25日に設立し、本社は東京ですが、高知市にデジタル

HUB高知として事業拠点を設立いたします。2月1日に高知県、高知市と進出協定を締結し、来月に操業開始する予定で、県内新規雇用は操業開始時に20名、フル操業時、5年後になりますけれども、約300名を予定しております。

事業内容としては、デジタル技術を活用したマーケティング支援や、代行サービス事業を行います。この企業の特色として、進出のポイントに記載していますように、女性の活躍を推進していきたいとお考えがあり、女性が働きやすい、豊富なキャリアプランと職場環境を提供するとともに、従業員が働きながらも、リスキリングを通じたデジタルスキルの習得ができるようにも取り組むとお聞きしております。

資料②議案説明書（当初予算）の319ページにお戻りください。1番下の、4流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、団地造成事業に係る特別会計において、令和6年度に必要となります事業費及び起債の利子の支払いなどに充てる資金を、一般会計から貸し付けるものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。320ページです。上段の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、立地が決定した企業の建設工事などの設備投資が複数年にわたる場合に対応するために措置するものです。次の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金は、大規模な事務系企業の受皿となるオフィスビルを建築して賃貸する事業者への補助で、複数年にわたる事業に対応するために措置するものです。

続きまして、令和6年度特別会計の当初予算について御説明いたします。818ページです。流通団地及び工業団地造成事業特別会計の令和6年度の予算総額は6億2,859万4,000円で、令和5年度と比較して、7億4,983万円の減となっております。これは令和5年度と比べ、分譲収入の見込みを下回ることから、地方債元利償還金が減少することが主な理由です。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。819ページです。上から二つ目の1流通団地造成事業収入は、南国流通団地と高知みなみ流通団地の二つの団地のリース先29社からのリース料による財産貸付収入を計上しております。

その下の、2工業団地造成事業収入のうち、1財産収入は、南国日章産業団地と高知中央産業団地の土地売却収入を計上しております。

その下の、3諸収入の1他会計借入金は、団地の維持管理費や起債の利子の支払いに要する経費を一般会計から借り入れるものです。2受託事業収入は、工業団地を共同で開発した高知市と南国市からの維持管理費などの市の負担分を受け入れるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。820ページです。右側の説明欄に沿って御説明いたします。1番上の1流通団地造成事業費は、二つの流通団地の維持管理費を計上しております。

その下の、2 一般会計繰出金は、流通団地造成事業費の財源として借入れをしております、一般会計借入金について、償還を行うものです。

その下の、1 工業団地造成事業費は、南国日章産業団地などの維持管理費や、高知中央産業団地で実施した、希少植物の株の移植や、播種後の継続的な生育状況のモニタリングなど、保全対策に係る委託料などを計上しております。

その下の2 地方債元利償還金は、借入れております地方債の繰上償還と利子の支払いを行うものです。

続きまして、令和5年度一般会計の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の148ページです。予算総括表の下から3段目の企業誘致課です。補正前の15億9,182万円に対し、3億4,250万円の減額補正となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。164ページです。まず、右側の説明欄の上から五つ目の企業立地促進事業費補助金と、一つ下のコールセンター等立地促進事業補助金につきましては、生産設備の納入が遅れたことなどにより、操業開始時期が遅延したために、今年度中の執行を見送ったものなど、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことなどによるものであり、一部令和6年度予算に計上し直させていただいております。

1番下の、3 流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金につきましては、特別会計における収支不足分を一般会計から貸付けているもので、南国日章産業団地などの維持管理費が当初の見込みを下回ったことに伴い、貸付金額の減額となったものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。165ページです。工業立地基盤整備事業費につきましては、南国市及び香美市が新たな工業団地の開発のために実施する条件調査におきまして、地元協議などに時間を要したことから、次年度への繰越しをお願いするものです。

続きまして、令和5年度特別会計の補正予算について御説明いたします。410ページです。補正前の13億7,842万4,000円に対し、9億461万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。412ページです。まず、上から3段目の1 流通団地造成事業費の右側の説明欄の1 一般会計繰出金につきましては、財源として借入れております、一般会計からの借入金について、償還を行うものですが、当初見込んでおりました流通団地の分譲収入がなかったことから、償還金額を減額するものです。

1番下の段、1 工業団地造成事業費につきましては、団地の維持管理費が当初の見込みを下回ったことや、委託料の入札残などにより減額を行うものです。

2 地方債元利償還金につきましては、南国日章産業団地の分譲による収入を見込み、繰上げ償還を計画しておりましたが、購入を検討していた企業が辞退されたことで、分譲が見込めなくなったことから減額を行うものです。

以上で、企業誘致課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 株式会社H a r F o rの誘致の関係で、既に高知で求人とかが始まっているんでしょうか。

◎小川企業誘致課長 既に求人を始めていて、高知で説明会を5回ほど開催しております。大体50名ほどが参加されて、もう当初の20名雇用が大体見えてきているところです。

◎坂本委員 労働条件とかはどんな感じになっていますか。株主のかんでんCSフォーラムの求人広告って全国でいっぱい出ているんですよ。そこで見たら大体月給27万円とか年収で300何万円とか出ているんですけども、高知の場合ほどれぐらいの労働条件になっていますか。

◎小川企業誘致課長 求人では契約社員になっておりまして、大体月額20万円ほどとなっております。

◎坂本委員 親会社というか、資本金も一番出しているのがかんでんCSフォーラムなんですけど、そこでは月額二十六、七万円ぐらいで求人広告が出ていますね。高知だから低いということなのかどうなのか。ぜひそれこそ将来に向けて、知事がよく言われる高知の若い女性がここに就職したくなるような勤務労働条件を本当に確保できるかというの、いろいろ見てみたら同じような会社で県外はもっといっぱいもらいゆうという話になってしまうと、せっかく誘致するわけですから、その辺も注視していただけたらと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、企業誘致課を終わります。

〈雇用労働政策課〉

◎下村委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎濱口雇用労働政策課長 それでは、令和6年度当初予算及び令和5年度補正予算につきまして御説明させていただきます。まず、当課の令和6年度当初予算について説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）の289ページです。

当課の令和6年度の当初予算額は13億3,723万円で、前年度と比べますと、2億2,723万4,000円の増となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。322ページの1番上にあります、国庫補助金の5商工労働費補助金につきましては、2億2,334万3,000円の増となっております。このうちの2億1,224万1,000円は、右端の説明欄の上から三つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。上から五つ目の職業転換訓練費交付金から、八つ目の認定職業訓練助成事業費補助金は、職業訓練の実施に関しての受入れをするものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。324ページです。右側の説明欄の最初にございます1人件費の説明は省略させていただき、主な内容を御説明いたします。

まず、2の労働政策総務費です。次に、325ページです。上から二つ目の高知県労働者

福祉協議会補助金は、勤労者の福祉の充実を図るため、雇用環境などの相談、普及啓発や講習会などを行う高知県労働者福祉協議会へ助成を行うものです。

次に、3働き方改革推進事業費です。主なものを御説明させていただきます。二つ目の、ワーク・ライフ・バランス推進事業委託料は、県の独自制度であるワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の認定に係る審査や、専用ホームページによる周知啓発など、その業務を委託することにより、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進に取り組むものです。その下のワーク・ライフ・バランス広報委託料は、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に積極的に取り組む県内企業を、新聞紙面で紹介することにより、就活生へのアピールや取組の横展開、取組企業の拡大を図るものです。その下の、働き方改革セミナー開催委託料につきましては、働き方改革に関する企業の経営者層などを対象としたセミナーの運営業務を委託し、県内企業の働き方改革に向けた機運の醸成につなげるものです。その下の働き方改革普及促進事業委託料は、社会保険労務士など、士業の方を、働き方改革のコンサルティングを行う専門家として養成し、養成した専門家が、県内企業の働き方改革の取組の伴走支援を行うほか、新たにテレワークやフレックスタイム制などの多様な働き方導入や、中山間地域及び小規模企業を対象としたセミナーの開催及び人事評価制度の導入を支援する事業をそれぞれ委託するものです。その下の、働きやすい環境整備事業費補助金につきましては、議案補足説明資料で説明させていただきます。

女性や若者をはじめ、高齢者や外国人材など、働く意欲のある方が適材適所で活躍できるような環境整備を行う中小企業などに対する支援を重点的に行うことで、企業の人材確保、定着を支援するとともに、県経済の持続的な発展につなげることを目的として、新たに創設するものです。

概要欄を御覧ください。（3）補助対象経費のハード事業につきましては、右側の吹き出しに活用事例を記載しておりますが、具体的には、女性活躍の推進に取り組む事業者に対して、女性用トイレやキッズルーム、専用休憩室をはじめとする施設の整備に要する費用への支援、高齢者雇用の推進に向けては、パワーアシストスーツ導入や、作業場の転倒墜落防止対策などに要する費用への支援、また、外国人材の活躍を図るための、翻訳機器購入費や標識類の多言語化に要する費用を支援いたします。ソフト事業につきましては、テレワークや副業、兼業などの働きやすい環境に向けた規定を作成する際に要する費用への支援などを行いたいと考えております。これらの支援により、多様な人材が活躍しやすい労働環境を整備することで、県内企業の魅力向上を図り、女性をはじめとするあらゆる人材の定着や活躍につなげてまいりたいと考えております。

次の、資料②議案説明書（当初予算）の325ページ、4外国人受入環境整備事業費につきましても、議案補足説明資料で説明させていただきます。

こちらは来年度の外国人材の受入れ、定着推進に向けた取組について記載した資料とな

ります。県ではこれまで、外国人材の受入れを推進し、各産業分野の人材確保を図るため、令和3年3月に、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間として、高知県外国人材確保活躍戦略を策定し、各部局連携の上、取り組んでまいりました。左側の現状、課題のところに記載しておりますが、外国人材確保活躍戦略では、(1)海外から優秀な人材を確保、(2)県内における就労・相談体制の充実、(3)地域の一員としての受入れ態勢の充実を三つの柱として、それぞれ、送り出し国側との信頼関係の構築、事業者向け説明会の開催、外国人生活相談センターの運営などを行ってまいりました。

その下には、戦略のK P Iについて記載しておりますが、県内で就労する技能実習及び特定技能の外国人労働者数は、令和5年目標の3,150人に対し、実績は3,059人、達成率97.1%という結果になっております。令和4年から5年にかけて、613人の増と大きな伸びとなりましたが、コロナ禍による入国制限の影響を大きく受けた令和2年から3年の落ち込みをカバーするまでには至らず、残念ながらK P Iは未達となりました。さらに、その下には、これまでの取組や、本県の状況、国の動向を踏まえた課題として、人手不足がより深刻化する中、県経済を持続発展させていくためには、送り出し国との関係を一層強化し、優秀な外国人材を送り出してもらうこと、また、技能実習制度の見直しにおいて、外国人本人の意向による転籍を認める方向で検討がされている中、外国人材に本県で働き続けたいと思ってもらえるような環境づくりが必要であると考えております。

こうした課題に対応していくために、後ほど御報告させていただきますが、第2期のプランでは、情報発信の強化や奨励金制度の創設など、受入れ促進策の強化により、外国人材から選ばれる高知県となること、外国人材が暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境づくりの取組を一段と強化し、本県で働く外国人材の満足度を向上させ、本県への定着を図ることを取組の方向性としております。また、県内で就労する技能実習及び特定技能の外国人労働者数の令和9年の目標値となるK P Iは、4,000人以上としております。

来年度の具体的な取組をその下に記載しております。まず、受入れ促進の取組につきましては、①就労定着奨励金を支給する制度の創設、②日本語教育センターなどに対する助成を実施いたします。

次に、定着促進の取組につきましては、外国人が暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境づくりの三つを柱とし、(1)の暮らしやすい環境づくりでは、外国人材受入れのための福利厚生施設などの整備に対する融資制度の創設、(2)の働きやすい環境づくりでは、先ほど説明いたしました、翻訳機器購入などの就労環境整備に取り組む事業者に対する助成制度の創設など、(3)学びやすい環境づくりでは、外国人材のスキルアップに取り組む事業者への助成などを実施いたします。

補足説明資料の次のページをお開きください。こちらは、MOU締結を踏まえた人材交流促進の取組について説明させていただきます。こちらの資料では、MOU締結先に限定

した支援策を記載しております。

支援策は3年間限定の施策としております。支援内容を御覧ください。①は、MOU締結先の県が認定した日本語教育センターなどで学び、一定期間県内に就労した技能実習生や特定技能の外国人に対して定着奨励金を支給するもので、別途、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為により、2,400万円を計上させていただいております。

②は、入国前に高知県に関する授業を実施する日本語教育センターや、送り出し機関に対する施設整備などへの助成、③は、ベトナム・ラムドン省内に新設する日本語教育センターの日本語講師費用に対する助成となっております。

また、資料の左下に記載しております施設の認定要件ですが、一つ目が、高知県に3年間就労する意思のある人材を送り出すこと、二つ目は、高知県に関する科目を実施すること、三つ目は高知県内の監理団体を利用することとしております。

以上が、外国人受入環境整備事業費の取組の概要となります。

それでは、資料②議案説明書（当初予算）の326ページをお願いいたします。5訓練管理費は、職業能力開発審議会の開催や、職業訓練指導員の研修などによる経費を計上しているものです。

6高等技術学校費は、高知と中村の高等技術学校において、新規学卒者や離職者、在職者などに対し必要な技能と知識を習得させるための訓練を実施するものです。三つ目にあります警備等委託料は、高知と中村の高等技術学校の警備や庁舎清掃、消防設備の保守点検などの委託を行い、次の調理業務等委託料は、それぞれの寮生への給食業務などを委託するものです。その下の生活相談員配置事業委託料は、訓練生の生活面の指導などを行う生活相談員を各高等技術学校に配置するものです。

次に、327ページ上から一つ目の広報等委託料は、高等技術学校の周知を図るため、オンラインによる広告や紙面広告、ラジオ広告、さらには小学生向けイベントの開催などを委託するものです。

7高等技術学校施設等整備事業費です。一つ目の工事監理等委託料及び二つ目の改修等工事請負費につきましては、高知高等技術学校の実習棟の屋根吹き替えや、電気容量不足による電気設備の改修などについて、設計や監理を委託し、工事を行うものです。

次に、8職業訓練費の二つ目にあります職業訓練委託料は、若年者や離職者などに対する職業訓練の実施を民間の教育訓練機関に委託するものです。訓練の内容は、ITや経理などの資格取得を目指した事務系の訓練や介護分野の資格取得を目指した訓練などがございまして、来年度は、62コースで697人を定員として実施する計画です。さらに、年間を通して切れ目なく訓練を実施するために、年度をまたぐコースを設定しております。別途、債務負担行為額6,842万9,000円を計上させていただいております。次の託児サービス提供事業委託料は、就学前の児童の保護者が職業訓練を受講する際の託児サービスを委託する

ものです。次の訓練生データベースシステム再構築委託料は、委託訓練の事務処理を支援するシステムの再構築を委託するものです。次の認定職業訓練費補助金は、事業主などが行う認定職業訓練に必要な経費の一部を助成するものです。

◎下村委員長 説明の途中ですが、ただいまから、東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。御起立をお願いいたします。黙祷。

(黙祷)

◎下村委員長 黙祷を終わります。

御着席ください。

それでは、説明を続行したいと思います。

◎濱口雇用労働政策課長 328ページの9技能開発向上対策費です。上から一つ目、ものづくり名人派遣事業委託料は、様々な分野での優れた技能者をものづくり名人として小中高等学校などに派遣するものです。次の地域職業訓練センター管理運営委託料は、企業、団体などの研修や実習のための施設であります地域職業訓練センターの管理運営について、令和4年度から8年度までの5年間の指定管理者である高知職業能力開発協会に委託するものです。工事監理委託料及びその次の改修等工事請負費は、地域職業訓練センターの本館に太陽光発電設備を設置するための監理委託や工事を行うものです。高知県職業能力開発協会補助金は、協会が行う技能検定の実施などに要する経費の一部を補助するものです。

次に、10雇用促進対策費です。二つ目の高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金は、シルバー人材センターの育成と円滑な運営を支援するため、高知県シルバー人材センター連合会に助成を行うものです。

次に、11就業支援事業費の一つ目の、就職支援相談センター事業実施委託料につきましては、若者の就職をサポートするための施設でありますジョブカフェこうちの運営を委託するものです。また、その下の就職氷河期世代サポート事業委託料は、本年度に引き続き、内閣府の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して、就職氷河期世代の求職者を対象とした就職支援業務を委託するものです。来年度におきましても、従来からの37歳以下の若者と就職氷河期世代の求職者への支援をジョブカフェこうちで一体的に行うこととしております。次に、高年齢者就業支援事業委託料は、働くことを希望する高年齢者に対し、求人企業とのマッチングやスキルアップなどを支援するセミナーの開催業務を委託するものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。330ページで2件の債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、外国人就労定着奨励給付金につきましては、先ほど説明いたしましたので説明は省略させていただきます。次に、職業訓練委託料は、民間の訓練機関へ委託する訓練のう

ち、年度をまたぐ訓練コースの設置に対応するためです。

以上で、令和6年度当初予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和5年度一般会計の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の148ページです。全体では、1億5,659万3,000円の減額補正となっております。歳入の説明を省略させていただき、歳出のうち主なものを説明いたします。

167ページの右端にあります、説明欄を御覧ください。4職業訓練費の一つ目にあります職業訓練委託料は、訓練の中止や定員割れのコースが発生したことなどに伴い、委託訓練の実績が見込みを下回ったため、減額するものです。

168ページ、二つ目の5技能開発向上対策費の一つ目の改修等工事請負費は、地域職業訓練センターの太陽光発電設備設置工事において、年度内での完了が見込めず、次年度に実施することになったため、未実施分を減額するものです。

最後に、169ページの繰越明許費について御説明いたします。令和5年度当初予算において計上しておりました工事のうち、1件の繰越しについて説明いたします。高等技術学校施設等整備事業費の中の、中村高等技術学校若鮎寮屋上防水改修工事につきましては、計画調整に日数を要したことから、令和5年度内の工事完了ができなくなったため、繰越しをお願いするものです。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 外国人材の受入れの中での日本語教育ですけども、現地で日本語教育もやったりとか、こっちに来てからもということになるんだろうと思うんですけど、外国人の方で、高知に定着する上で困るのが土佐弁なんです。一般の日本語教育をやっても高知へ来ると全然違う言葉をしゃべっているとよく言われるんですけども、その対策って何か考えられていますか。

◎濱口雇用労働政策課長 日本語教育につきましては、当課ではなくて文化国際課で所管しているところですけども、土佐弁につきましては、県の国際交流協会でも、土佐弁のテキストみたいなものを作って配布したりもしておりますので、そういったものを活用することになるかと思えます。

◎坂本委員 ぜひそこは配慮してあげないと、向こうで学んだことと全然違う言葉がしゃべられているというのをよく聞きますので、ぜひ連携しながら、定着につながるようにしてあげてください。

◎岡本委員 外国人材の受入れ定着推進の説明があったところなんですけれども、4年後の目指す姿というところで、暮らしやすいというのを書かれていますよね。前にも質問したことがあるんですけども、外国人労働者の賃金についてどのようになっているかと質問したら、もうその企業に任せているという答弁が部長からあったのかな、忘れましてけ

れど。韓国なんかは結構高い労働賃があって、外国人労働者の確保もできてるといことなんですけれども、高知県もそういう立場に立つ必要があるのではないかとこの観点から、ある一定の賃金に対する決まりですよね。こんなものはつくりえないのでしょうか。部長か副部長、答弁を。

◎濱田商工労働部副部長 たしか春の業務概要委員会だったかと思いますが、基本的な事柄として外国人であっても日本人と同じような、労働関係法令が適用されるわけですので、外国人だから最低賃金を下回る賃金でいいとかいうことではないので、当然ながら最低賃金法は適用されますし、あと、賃金ですので企業がどこまで払えるかという企業の支払い能力の問題もありますので、県が一定の線を構えるのはなかなか現実には厳しいのかなということは思っています。一方で、県内もそうですし、県内と県外の競争もある中で、一定の能力に見合った賃金は払わないと外国人の方も来てくれないし、仮に来たとしても定着してくれないというのが実態としてありますので、そういう面も含めて、そこはもう個々の事業者が御判断されることになるというのが実態なのかなと、そうならざるを得ないのかなと考えているところです。

◎岡本委員 実態は分かりましたけれども、やっぱり高知県として、外国人労働者も含めて定着してもらおうと、暮らしやすい環境をつくるというためには、ある一定、県としても賃金については暮らしやすい状況をつくっていきこうよという方針を出すべきだと思うんですけども、外国人労働者も含めて、女性も含めて、労働者、そして学生がここで定着できることも含めて、その点についてはどんな思いですか。

◎松岡商工労働部長 人手不足が言われている中で、常々言っているのは外国人であろうが日本人であろうが、まず一つはやっぱり賃金は大きなポイントでしょうし、働く環境を魅力的なものにしていくということも大切なことになってきます。ただ今まで外国人だけで言うと、安い労働力としてしか捉えていなかったけど、県内の自治体も県も、企業もそうなんですけれど、一定賃上げもして出すものを出さんと人が来なくなるっていうことに思考を切替えていかなくてはいけないのかなと。ただどっかに線というよりも、企業にも徐々にそういうふうな考えを一緒に共有しながら広げていくことはやっていかないと考えています。

◎岡本委員 ぜひそういう視点で、今後の県政運営を求めておきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 関連で。外国人が企業へ就職というか働きますけれども、間の受入れの監理団体は県内でどれぐらい事業所があるのか。

◎濱口雇用労働政策課長 監理団体は現在高知県内で24団体あります。

◎岡田（芳）委員 雇用の在り方というか、監理団体の中での協議、外国人に対する支援の仕方、話し合いをする機会は設けられているのでしょうか。それぞれの事業所がそれぞれやっているのでしょうか。

◎濱口雇用労働政策課長 監理団体が集まる協議会というのがあります。高知県中小企業団体中央会が監理団体の総括的な管理を行っておりますので、この中央会が、監理団体のそれぞれの問題とか悩みとかをお聞きして対応しているとお聞きしております。

◎岡田（芳）委員 外国人労働者が直接いろいろ相談することもあるかと思うし、また監理団体としてもきちっとその辺の把握に努めていく必要もあると思うので、県としてもしっかり把握して必要なサポートをしていくことが大切だと思いますが、その点いかがでしょうか。

◎濱口雇用労働政策課長 今年度もやりました実態調査がありまして、監理団体からの御意見、困り事なども調査しております。それを踏まえて、また第2期のプランなどに施策を反映したり、県庁内の各部局で情報を共有して、問題に対する解決策と施策は皆で協議しております。

◎岡田（芳）委員 これからも外国人労働者は増えていくと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

◎土居副委員長 外国人材の定着奨励金なんですけど、これが新聞報道されたときに、たくさん外国人材を受け入れている県内企業の中では、なぜ限定的なのかというお声も自分のところにあったんですけども、今日説明を受けて、MOU締結の実効性を高め、現地からの優秀な人材の送り出し受入れを促進するという事業目的があるということで、納得するところです。ただこれ、3年間限定ということですけど、先ほど言った目的を考えたら、3年お金を出してそれで終わりというよりかは、まさにこの3年を準備期間として、その先のことがもっと大事になってくるということだろうと思うんですけど、この3年間事業を実施していく過程で、その先の両地域の関係の深化に向けて、締結先との連携強化をさらに深めていくという視点での取組を連動してやっていかないかと思うんですけど、その辺の視点に立った取組はどう考えておられるのか。

◎濱口雇用労働政策課長 3年間に限定しておる理由としては、MOUを締結した締結先から3年間こういった奨励金を出すことで、人材の送り出しの流れをまずつくっていただく、流れをつくっていただいて3年後は、今のところですが奨励金はやめてその流れをそのまま引き継いで入れていくと、高知県においでいただくことを想定して3年間としております。

◎濱田商工労働部副部長 補足させていただきます。実効性を高めるという御質問だったかと思いますが、例えば新年度に考えておりますのがベトナムであれば、ラムドン省の中にはダラット市以外にも、日本でいうところの市町村のようなものがたくさんありますので、ラムドン省の州政府の方に御紹介もいただいて、これまで我々ダラットとしかアクセスできておりませんので、その他の地域のいわゆる役所も訪問させていただいて、高知県の取組も御紹介させていただいて、ぜひ労働先として日本を選んでいただきたいとい

うことをお伝えしていくこともやっていきたいと思っていますし、インドにつきましては、今年私もちょっと行っていますけれども、たくさんある中の一つではありますけど、向こうの送り出し機関との関係性もできておりますので、まずそういう関係性ができたところとしっかり意見交換して、高知県のニーズとつないで、まずは実際にタミル・ナードゥ州から、高知に送り出しをしていただく、実績をしっかりとつくっていくことをまずやっていきたいと考えているところです。

◎土居副委員長 あと1点、この支援内容で高知県に関する科目が出てくるんですけど、高知県の魅力といったものを、また課題といったものを事前にお伝えしていくのは大事だろうと思うし、どんなことを大体想定されていますか。

◎濱口雇用労働政策課長 現在の想定している内容ですが、高知県での生活環境や就労環境、産業文化、歴史、また先ほど挙げられました方言なども含めて、そういったことに関する講義を想定しているところです。

◎土居副委員長 この事業、本当に外国人材の受入れのモデルになるべき事業だと思いますんで、こういった締結先の国から来た方々が、高知により長く定着していただけるよう目指して、取り組んでいただきたいと思います。

◎田中委員 外国人というか全体的な話で、部長に答弁をと思いますけれど、冒頭にコロナの関係とか物価高の関係で、県内事業者への影響ということで御説明もいただきました。その説明の中で雇用の状況について、9月について2番目に悪いという話もあったんですけど、その中で、今回の本会議でも多くの方が質問されているように、やはり少子化、少子高齢化、人口減少というものが大きな問題になってくる。そんな中で外国人材の活用とかも出てくるとは思うんですけど、今、政府もこれから春に向けて賃上げとおっしゃっている中で、また県内の事業者でも、経営支援課からも説明がありましたように、これから本格的な返済が始まるということもあって、県内は小規模事業者が多い中で、なかなかこれからしんどいという話を多く聞くわけなんですけども、県として今の県内の状況を、今回、初めの県内事業者は製造業とかくっっていますが全体的な話として、県としてどのように捉えられておるのか一言いただきたいと思います。

◎松岡商工労働部長 なかなか難しい大きな御質問だと思うんですけど、景気自体はやはり戻りつつある、売上げも戻りつつある一方で、売上げ、利益は薄くなっているのに賃上げの需要があるということで、本来だったら中小企業者としては業況が大分よくなってきているんですけど、利益が薄くなってきている中で賃上げをしていかないと多分人が逃げていく、人が来ないということで、業況的にはいいんだけど心情的には不安になっている事業者が多いのではないかと。ましてやコロナで、今から返済が始まる人なんかについても特に同じで、そういった方についてはやはり去年の1月から設けている伴走支援だとか、商工会・商工会議所の経営指導員に寄り添っていただいて、しっかりとした事業計画をつ

くってお支えしていく。そういう丁寧な対応が必要なんだろうなと。最初のお答え、県内の事業者をどういうふうに見られているかっていうと心情的に見るといいところはいいんですけど、やっぱりほとんどの中小企業者がさっき言ったように、利益が薄くなってきていて、だから賃上げしなくてはいけない、経営環境は厳しい状況のままなので、できるだけ社会全体が、事業者側から見るとしっかり価格転嫁ができて、その上で、賃上げができるっていう格好になっていかないと。それがなかなか浸透しきっていない、今まだちょっと前が見えない不安な状態にあるのではないかと捉えています。

◎田中委員 私も同感というか、この春が非常に大事なターニングポイントになるんじゃないかなと思っていますので、先ほど部長にお答えいただいたように、県内企業は小規模事業者が多い本県ですので、しっかり寄り添った対応をお願いしたいと思います。

◎下村委員長 これも部長になるかもしれないんですが、本会議で取り上げた内容なんですけど、外国人の方が来られて、いろんな場面で、恐らく日本語に慣れていないことの裏返しで、対応で少し不都合な部分が出ているっていうのを、実はお話を聞く中で、中央会なんかにそういう実態把握とかも一応確認してみたんですけど、その時点で中央会はほとんど知らなかったですね。というのは、恐らくですけど、それぞれの受入れ団体がやっていく中で、例えば銀行に行って外国人の方が口座開設したいと申し入れしても、何時間もかかってなかなか仕上がらないとか、普通日本人であれば何時間もかかって口座開設されるってことはほとんどないと思うんですけど、何らかの手違いがあるのか、どっかで目詰まりみたいなものがあるのかっていうことで、いろいろ見えてきた部分がありました。ですので、銀行であったり郵便局であったり、これは行政の窓口もそうですけど、いろんな部分が、もう今から、少し不都合を感じられている部分があるのかなのか調査も含めて、現状を把握していただいて、文化生活スポーツ部と一緒にやる部分があればタッグ組みながら、部を超える形になろうかと思えますけど、そこら辺を早急に手当してあげたらと思いますが、お答えは、何かございますか。

◎松岡商工労働部長 本当に現場ではそういうことがあるんだろうなと質問を聞いて思いました。やはりその外国人の方、田舎の方で何か怖い感が立ってしまうっていうことで、やっぱり理解が進んでないと、どうしてもそういうふうな対応をしてしまうっていうのは日本人ではあるのではないかっていうのが、ほかの先進地域の事例で見ると、やはりその地域でしっかりとコミュニケーションをとったり、理解があって受入れ態勢ができるまで10年ぐらいかかったっていう、他県の市町村の例もありますので、そこら辺は、我々は一応働く場だけを今、所管しているんですけども、選ばれるためには、生活していくっていうことの視点が大切だと思っています。そういった意味で外国人に関しては全庁的なプロジェクトチームを組んでやっているのですが、その中で改めて先日の質問の意味も取り上げたいですし、あと具体的な話で銀行とも意見交換している中で、各団体とどういうふうな感

じで対応されているのか、また課題はないのかっていうのは事あるごとに話もしていかなのかなと思っています。課題意識を持ってしっかりと対応していきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、雇用労働政策課を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

ここで、15分ほど休憩したいと思います。再開を午後3時30分といたします。

(休憩 15時11分～15時28分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、商工労働部から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、第5期産業振興計画案の産業成長戦略（商工分野）について、商工政策課の説明を求めます。

◎太郎田商工政策課長 資料は、報告事項の2ページです。こちらは、第5期産業振興計画商工業分野における施策の展開図です。

上段の目指す姿ですが、第5期では、人口減少下でも持続的に成長していく商工業の実現を目指す姿として、特に、生産性の向上と働き方改革の推進の取組を一層強化してまいりたいと考えております。その下の分野を代表する目標を御覧ください。

上段の目指す姿の実現に向けた目標値として、第5期では、新たな目標に製造業の1人当たり付加価値額を設定するとともに、第4期から継続する目標として、製造品出荷額等を設定しております。目標設定の考え方ですが、1人当たりの付加価値額については、第1期から第4期までの間の年率1.54%成長を上回る、年率2%の成長を目指すこととし、令和9年に939万円以上、令和15年に1,058万円以上とする目標値を設定しております。この1人当たりの付加価値額につきましては、資料に記載はありませんが、年率2%ずつ成長させた場合の賃金の試算を行いますと、商工業分野の1人当たりの賃金は、10年後には全国中央値を上回る結果となっており、第5期計画全体の目標である10年後に1人当たり県民所得を全国中位にするというところとも一定整合がとれる形となっております。

なお、製造業以外の1人当たりの付加価値額、商工業分野ですと、情報通信業と卸小売業の業種になりますが、これらの業種につきましては、現状、5年に1度の国の経済センサスでしか正確な数値を把握できないこととなっております。このため、これらの業種の1人当たりの付加価値額については、準目標として位置づけ、製造業と同様に年率2%成長を目指してモニタリングしてまいります。

二つ目の目標、製造品出荷額等の目標値の設定の考え方につきましては、先ほど御説明しました、1人当たりの付加価値額の目標値を達成するためには、このぐらゐの出荷額が必要であろうという試算を行い、令和9年に6,780億円以上、令和15年に7,640億円以上を目指すとしているものです。

この二つの目標の達成に向け、資料の左上、ものづくりを中心とした地産の強化、それらを国内外に展開する外商の強化、地域の商業サービスの活性化を図る商業の強化、そして下の、これらものづくりと商業の成長を支える取組として、デジタル技術の活用と事業承継・人材確保の五つを戦略の柱と位置づけ、それぞれの施策を進めてまいります。

なお、資料の中でマル新、マル拡と記載しているものは、第5期計画において評価のポイントとなる取組です。内容につきましては、冒頭で部長より総括して説明した部の施策体系の柱の内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

1件目の報告事項は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、高知県中小企業・小規模企業振興審議会について、商工政策課の説明を求めます。

◎太郎田商工政策課長 資料3ページです。中小企業・小規模企業振興審議会につきましては、今年度2回開催しましたが、本日は、先月14日に開催した第2回審議会で御審議いただいた内容につきまして、その概要を御報告させていただきます。

初めに、こちらの資料、中小企業・小規模企業版県政世論調査の最終報告です。中小企業・小規模企業振興指針の推進に当たり、県の施策の満足度などを把握することを目的に、今年度、アンケート調査を実施しました。審議会では、こちらの資料により、調査の最終報告として御説明しましたが、時間の関係もありますので、かいつまみまして内容を御説明させていただきます。

まず、上の1調査の概要です。調査は2種類ありまして、(1)の委託による個人の農林漁業者を除く企業等を対象にした調査と、(2)の個人の農林漁業者を対象とした調査をそれぞれ実施しております。

(1)の事業者調査につきましては、⑤の調査数は3,000事業者で、令和3年経済センサスの業種構成比を基に、委託業者が保有するデータベースの中から無作為に抽出しております。⑥の回答数は1,162事業者で、回答率は38.7%となっております。

(2)の農林漁業者調査につきましては、⑤の調査数は717者、郵送による調査と県職員による対面調査を行い、⑥の回答数は416者となっております。

続きまして、主な回答結果について御説明します。7ページです。

左の4の(1)振興条例の認知度についてです。条例について知っているとする回答は、

事業者で17.5%、下の農林漁業者で6.3%との結果でした。

次に、右の5の(1)を御覧ください。県の取組に対する評価として、県の様々な施策について、施策を活用していない場合も含めて、評価をお聞きしております。かなり満足、少し満足とする回答が、事業者で22.1%、農林漁業者で28.1%となっております。また、不満と回答した事業者と農林漁業者の主な理由に、それぞれの枠囲みの1番下のボツのところですが、県の情報提供、PR不足が挙げられております。これらの調査結果に対しては、各業種の会議や団体に各部局がより積極的に出向いて、県の施策や取組をPRし、ニーズを把握していくなど、今後より工夫して、条例や施策の認知度また満足度を高めてまいりたいと考えております。

次に9ページです。左の6の(1)を御覧ください。こちらでは、事業者または業界において、今後、県に求める施策の方向性について、上位三つをお聞きしております。事業者と農林漁業者は、いずれも担い手の育成確保、業務の効率化・省力化、自然災害や感染症への対応の回答割合が大きく、事業者においては、これらのほか、働き方改革、雇用環境の整備の割合も大きくなっております。

次に、資料15ページです。こちらから最後のページにかけては、主な業種の個別目標の達成に向けた、令和6年度の取組の強化のポイントです。先ほどの、県に求める施策の方向性など、調査結果につきましては、特に委託により実施した事業者調査に関しては、中間報告という形で、昨年10月に庁内各部と共有するなどして、来年度予算にも反映しているところです。その上で、来年度は各業種の中小企業振興にこういった形で取組を強化していくということを、本資料により審議会にて御説明し、了承いただきました。内容につきましては、商工労働部で所管する製造業、情報通信業、卸小売業に関しては、これまでの予算に関する説明と重複しますこと、また、他の業種につきましても、時間の関係から説明は割愛させていただきますが、世論調査で、県に求める施策の方向性として回答割合の大きい担い手の育成確保や業務の効率化・省力化については、特に意識して施策を強化しております。また御覧いただければと思います。

来年度も、全庁を挙げて、中小企業、小規模企業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎田中委員 7ページ、先ほど課長に御説明いただいたように、調査結果の中で少し不満とかなり不満と回答した理由として、県の情報不足とかPR不足が挙げられていたんですけど、ここについてはどういうふうに取り組んでいくのか、何か方向性としてあるんでしょうか。

◎太郎田商工政策課長 この条例指針に基づく取組においては、昨年度からですけれども、

条例指針そのものはもとより、それに基づいて進める取組ですとか目標設定に関して、各
部局が、業界の会議や団体に出向いて御説明し、またニーズをお聞きするようなことを、
事務局である商工労働部としても、徹底して各部局にはお話してきたところです。まずは、
そういった団体の会合や会議といったところに、より出向いて御説明していくということ
を一層行っていきたいと考えております。

◎**下村委員長** 質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

次に、歴史公文書の誤廃棄について、工業振興課の説明を求めます。

◎**岡崎工業振興課長** 商工農林水産委員会資料、報告事項の工業振興課の資料1ページ目、
表題が歴史公文書の誤廃棄に係る報告についてとなっております資料について御説明いた
します。

今回の報告の趣旨は、1の事案概要にありますとおり、本年2月の高知県公文書管理委
員会において、歴史公文書に該当すると答申がなされた文書32冊につきまして、公文書館
への移管前に誤って廃棄した事案について報告させていただくものです。

誤廃棄した歴史公文書の名称につきましては、次のページに別紙リストとして、作成年
度の順に整理しております。主なものとしては、産業振興センターなど関係団体に関する
もの、鉱山に関するもの、海洋深層水に関するものなどがありました。

歴史公文書と選別されるまでの経緯につきまして、次のページのフロー図にて御説明い
たします。

まず昨年10月10日に、①のとおり、法務文書課から保管公文書ファイル名目録の作成依
頼通知を受けて、その下②のとおり、一次選別を当課において実施し、11月2日に移管ま
たは廃棄に175冊を選別したファイル名目録を提出しました。その後、11月15日から12月
28日にかけて、③のとおり、二次選別が公文書館において行われ、④のとおり、当課が提
出した目録175冊のうち44冊が歴史公文書に選別されました。

この結果に対して1月4日に、⑤のとおり、当課からは異議なしの旨意見を提出しまし
た。そして、高知県公文書管理委員会に諮問が行われ、⑥のところ、2月6日に開催され
た委員会において答申がなされ、2月20日に、⑦のとおり、法務文書課から答申結果が全
庁あてに通知されました。当課においては最終的に48冊が歴史公文書として確定し、公文
書館に移管することとなりました。

次のページですが、その後の経緯です。

2月22日に担当職員が、議会棟書庫に保管している当課の公文書の中から、歴史公文書
を段ボール箱4箱へ収納し課内に持ってきて保管、その際に廃棄と決まった文書の一部を
段ボール1箱に収納し課内に保管しました。2月26日に担当職員が会計年度任用職員に対
して廃棄する文書の処分を指示しましたが、その際に、どの箱を処分するのか明確に伝え

ることができておりませんでした。2月27日から29日にかけて、会計年度任用職員が文書をシュレッダー処理し、29日に担当職員が作業状況を確認した際に、歴史公文書4箱のうち2箱分、32冊が誤って処分されたことが判明しました。

誤廃棄の原因は4に記載のとおり、公文書館への移管作業が完了する前に廃棄作業を行ってしまったことや、歴史公文書を収納した段ボール箱に移管などの明示をせず、また、廃棄する文書を収納した段ボール箱の近くにそれらを保管していたことなどから、誤廃棄が起りやすい状況になっていたことが原因であると考えております。さらに、廃棄を行った会計年度任用職員への指示が不明確であったため、誤認を誘発してしまったことも原因と捉えております。

歴史資料として重要な記録であるとともに、県民共有の知的資源として後世に残すべき貴重な文書を失わせてしまったことはあってはならないことであり、深く反省をしております。今後は、このようなことがないように、5に記載のとおり、公文書館への移管を完了した後に廃棄作業を行うという手順を職員に周知徹底するとともに、歴史公文書と廃棄する文書は、移管、廃棄の判別を誰が見ても分かるように明示し、明確に場所を分けて保管管理します。また、廃棄作業の際には複数人で対応することといたします。

このような失敗が二度と起きないように、法務文書課を通じ、当課の起こした今回の事案や今後の対策を全庁に通知してもらおうこととしております。今回の誤廃棄につきまして当課として重く受け止めており、職員一人一人に対して、公文書管理の重要性を改めて認識させ、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上で、工業振興課の報告を終わります。

◎松岡商工労働部長 このたびの事案によりまして、県の公文書管理に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様には深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の事案を踏まえまして、先ほど課長が再発防止策について説明させていただきましたように、総務部とも情報を共有して、全庁的に適切な公文書管理に努めてまいります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 今後の対応が私は抜けてるんじゃないかと。再発防止の対応はこういうことをすることによって再発防止するということですけど、誤廃棄したもので復元できるものはないのかチェックすることは大事だと思うんですよ。例えば、データに保存されているとか、あるいは契約業務だったら、相手方に保管されていたら写しをいただいて保管するとか、そういう誤廃棄した公文書の復元に向けた対応をするというのが抜けているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎岡崎工業振興課長 おっしゃるとおり重要なことでして、当然やらねばならないことと認識しております。電子ファイルとしてここ数年、近年で残っているファイルは7件ほど

確認できまして、そちらは印刷して復元していくように努めているところです。その他につきまして、今回古い年度書類などもたくさんありましたが、関係団体であったり、また深層水などの関係であれば、出先の海洋深層水研究所などに残っていないかと、各所に確認を依頼しているところですので、もし関連した書類がありましたら、コピーをいただいでこちらで保管させていただくなどの対応をとってまいりたいと思っております。

◎坂本委員 最終的に、処理した結果をまた委員会へ報告して、ここにあるリストのうちどれだけ復元できたかということは、委員会に報告されたほうがいいかと思えます。

◎岡崎工業振興課長 承知いたしました。

◎下村委員長 今、坂本委員から提案あったように、調査していただいて、どこら辺までどういう形で復元できたのかという資料を委員会に提出するようよろしくお願いします。

◎田中委員 今回のこういったことが起こった事例というのが、もともとが、会計年度任用職員の方ということでなくて、携わる職員さん全体の公文書に対する認識が非常に大事になってきていると思うんです。先ほど経過を御説明いただきましたけど、もう本当の最後の移管される直前の誤廃棄ということで非常に残念だと思えますけど、今後の対応として、課長が全庁的というお話もしていただいたんですけど、全庁的というのは既に通知というか、こういった公文書に対する取扱いは、総務部として発出されているんですか。

◎岡崎工業振興課長 事案を受けての改善といった通知はこれからだと聞いているところです。

◎田中委員 同じ事例が同じタイミングで起こる可能性もあるわけで、できれば素早く全庁的に、できることは今すぐやっていただきたいと思いますが、そこは部長いかがですか。

◎松岡商工労働部長 私のほうから直接、総務部の担当のところに行って、全庁的な対応で工夫なり仕組みをきちっとつくっていく必要があるかと思いましたので、それは現在、お願いして検討していただいているところです。それとあわせて、年度末が差し迫っていますので、やはり同じような誤廃棄をしたら困るということもありますので、この事実が発覚した直後の議会で集まりますので、他の部長たちには私のほうから、今回起こった概要と注意喚起を直接させていただいて、それぞれの部長が帰った後、それぞれの担当課長等に御指示を出していただくようお願いしている状況です。

◎田中委員 分かりました。重ねてになりますけれども、全職員の方々が認識していただかないといけない事例だと思えますので、全庁的に、全職員さんの公文書に対する認識であったり、取扱いをもう1回周知していただきたいと要請しておきます。

◎岡田（芳）委員 歴史的な公文書の残すか残さないかという仕分ですね、これどういう期間で、スパンでやられているんですか。

◎岡崎工業振興課長 まず、それぞれ文書に保存年限というものが設定されますけれども、それが満了したものを、廃棄するのか移管するのかという選別にかけていくという流れに

なります。公文書の管理に関する条例が令和元年に定められておりますけれど、また、それ以前に古くからあった書類でそれぞれの所属で保管していたような書類は、それはその都度といいますか、リスト化して選別して諮問にかけていくという流れになっております。基本的には施行後は、きちきちと満了したものは選別にかけていくという流れに乗ってきております。

◎岡田（芳）委員 ルールそのものに何か問題というか課題があれば、その辺も見直しという点検が必要かもしれないし、やっぱり人がやることですので、間違いがないことはないと思う、間違いもありますので、しっかりチェックが働くような仕組みをつくっていくことが大事だと思うし、田中委員からもお話があったように公文書に対する認識、意識づけはしっかり共有しながら、こういうことが二度と起こらないように取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

◎下村委員長 私のほうからも、委員会として申し上げたいと思います。今、それぞれの委員からもお話があったとおり、やはり公文書は県民の財産であるということを、本当に肝に銘じていただきたいという部分で、しっかりと廃棄する手順も、きちんとしたルールにのっとなって、しかも、今後の対策の中で、複数人で対応するであったりとか、そういうものが混じり合わないようにするであったりとか、ルールを決めてもそれが守られなければ本当に意味がないことですので、きちんとしたルールにのっとなって、二度とこういうことが起こらないように、当委員会としても申入れをしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で、質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

次に、第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランの概要について、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎濱口雇用労働政策課長 お手元の商工農林水産委員会資料報告事項の、雇用労働政策課1ページを御覧ください。第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランの概要について御説明いたします。

まず、第2期の説明の前に、第1期戦略の総括について御説明いたします。

①第1期戦略の取組を御覧ください。第1期戦略では、青文字のところになりますが、海外から優秀な人材を確保、県内における就労・相談体制の充実、地域の一員としての受入れ態勢の充実の三つを柱といたしまして、外国人材の受入れ、定着に向けた取組を進めてまいりました。

1の海外から優秀な人材を確保では、ベトナム及びインドと人材送り出しに関するMOUを締結いたしました。また、東ティモールから、日本初となる技能実習生の受入れが実現するなど、着実に受入れ促進の取組を進めております。

2の県内における就労・相談体制の充実では、令和3年度に作成いたしましたガイドブックによる説明会を通じて、外国人労働者の受入れを検討している県内事業者の皆様の理解を促進することができました。また、第1期戦略中に創設いたしましたスキルアップ補助金につきましては、今年度から利用実績も着実に増加してまいりました。

3の地域の一員としての受入れ態勢の充実では、空き家の再生、活用に取り組む市町村への支援や、日本語教室の開設といった取組に加え、令和元年5月に開設いたしました外国人生活相談センターでの相談対応も実施しており、令和4年度は638件の相談に対応しております。

②を御覧ください。こちらは先ほども御説明いたしましたが、本戦略のKPIについて記載しております。本戦略のKPIは、令和5年目標の3,150人に対し実績は3,059人、達成率97.1%という結果となっております。

続きまして、③を御覧ください。こちらは、技能実習、特定技能に限らない県内外国人労働者全体の状況についてまとめたものです。全体の外国人労働者数についても、コロナ禍で令和3年に減少はしたものの令和5年は大きく増加し、県内で就労する外国人労働者数は4,510人、外国人を雇用する事業所は1,106事業所となっております。産業別では農業が最も多く、次いで、製造業、卸売業、小売業となっております。国籍別ではベトナム人が最も多い状況ですが、ここ2年間で、インドネシア人が急増しております。また、本県の特徴といたしまして、全国と比較した場合、技能実習の割合が高く高度外国人材の割合が低いという傾向があります。

続きまして、④の人手不足の現状についてです。有効求人倍率は現在1倍以上で推移しており、建設や介護、製品製造、加工の業種では、有効求人倍率が2倍を超える水準となっております。また、日銀高知支店の雇用人員判断D.I.を見ても、いまだに県内事業者の人手不足感が強いことが見てとれます。

⑤を御覧ください。こうした中、国において、技能実習制度に代わり新たに育成就労制度の創設が関係閣僚会議で決定され、新制度においては、原則1年を超える就労で転籍が可能となります。また、特定技能の対象分野に、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野を追加することなどについて検討が行われております。

⑥を御覧ください。こうした状況を踏まえ、人手不足がより深刻化する中、県経済を持続、発展させていくためには、送り出し国との関係を一層強化し優秀な外国人材を送り出してもらうこと、また、技能実習制度の見直しにおいて、外国人本人による転籍を認める方向で検討がされているが、外国人材に本県で働きたいと思ってもらえるような環境づくりが必要となることから、情報発信の強化や奨励金制度の創設など、受入れ促進策の強化により外国人材から選ばれる高知県となること。また、外国人材が暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境づくりの取組を一段と強化し、本県で働く外国人材の満足度を

向上させ本県への定着を図る。この2点を、第2期に向けた取組の方向性とししました。

次のページをお願いいたします。こちらは、先ほどの方向性を踏まえた、第2期の概要となります。

初めに、第2期の名称につきましては、第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランに変更し、計画期間は産業振興計画と合わせ、令和6年度から9年度までの4年間としております。KPIにつきましては、県内で就労する技能実習及び特定技能の外国人労働者数4,000人以上で設定しております。

具体的な取組ですが、左側の受入促進に向けた取組については、MOUを締結したベトナム、インドに対する奨励金制度の創設や、東ティモールへのミッション団派遣、市町村に対する説明会の実施、高知県中小企業団体中央会と連携したインターンシップ生の受入れに関する取組などを行うこととしております。

また、右側の定着促進に向けた取組につきましては、外国人が暮らしやすい、働きやすい、学びやすい環境づくりを三つの柱とし、住宅の確保では融資制度の創設、日本語教育支援ではeラーニングを活用したオンデマンドによる学習機会の提供、就労環境整備では環境整備に取り組む事業者に対する助成制度の創設などを行うこととしております。

また、1番下に記載しておりますが、受入れ、定着、どちらも促進する取組として、就労環境や住環境整備、生活サポートを行う事業所を認証する制度の創設を検討することとしております。こうした取組により、外国人材の受入れ、定着を着実に進めていきたいと考えております。

なお、別添で参考資料として、この推進プラン案の本体をお配りさせていただいております。また、この外国人材の受入れの取組につきましては、地域間での競争が想定されておりますので、第1期の戦略と同様に、本日配付しております推進プラン本体をホームページにそのまま掲載することは控え、本日御説明いたしました概要を県のホームページで公表することを考えております。推進プラン本体を必要とする方には個別に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 インドネシアからの外国人材が令和3年から2.8倍と急増、この背景を知りたいのと、これを受けて、今後のプランにはインドネシアがないんですけども、なぜないのかという理由と二つお願いします。

◎濱口雇用労働政策課長 インドネシアからの外国人労働者数ですけれども、ここ数年で増えておりまして、前年の第3位から第2位に上昇しております。インドネシアはターゲット国にはしていませんけれども、インドネシアはターゲット国にしなくても、人数が入っておりますので、そういうことも。インドネシアが急増した理由ですが、インドネシ

アから来られた外国人の方の従事している業種ですが、医療福祉が多く、介護の分野での受入れが進んでいるということです。

◎岡田（芳）委員 福祉や介護の分野で、たくさんおいでいただいていると。それで、ターゲットというかプランに載せなかった理由はこの間継続で入っているの、あえて入れなかったということですか。

◎濱口雇用労働政策課長 そうです。

◎岡本委員 最後に、認証する制度をつくると言われましたよね。この認証の基準についてはどこでどういうふうにつくられて、どういうふうに認証するのか、その過程と結果、どういうふうにするのか教えてください。

◎濱口雇用労働政策課長 認証制度はまだ具体的な内容がきれいに決まっておられませんけれども、働き方改革推進ワーク・ライフ・バランスの推進企業を当課では認証しております、そういったイメージで、企業に対して取組していることをインセンティブにさせていただき、それを外国人の方にPRして、選んでいただく企業になるということを目指して、想定しております。

◎岡本委員 担当課で、どういうものにするか考えていくということによろしいんですね。どっかで委託してやってもらうとかではないんですか。

◎濱田商工労働部副部長 課長が申し上げましたとおり、今の段階で確たるものが決まっているわけではありませんが、まずは、4月から所管が変わりますけれども担当課で案を作り、その上で、中小企業団体中央会ですとか、主だった監理団体ですとかにいろいろ御意見をお伺いして、一つの案としては、既存の制度としてありますワーク・ライフ・バランス認証企業の中に、例えば外国人活躍をつくるとか、全く別で新規につくるとか、いろんなパターンがあると思いますので、どれが1番いいのかというところを検討していくということで考えているところです。

◎岡本委員 その認証を受けたら、送る側も安心して送れるということになるろうと思いますので、それはしっかりやってもらいたいなと思っています。

◎岡田（芳）委員 空き家関係で、外国人労働者が入居できる住宅の確保、市町村とどんな話がされているのかなど。

◎濱口雇用労働政策課長 今年度実施した実態調査においても事業者側が1番お困りになっているところは住宅の確保という回答でした。その上で市町村に対する、求める支援という問いもありましたけれども、それでも1番多いのが住宅に関する支援を市町村にお願いしたいという要望がありました。そういったこともありまして、1月に市町村に対する説明会を行ったんですけれども、その中で住宅に関するこういった要望が出ているので、市町村の中でハードないしソフトに関する対応策をそれぞれ考えていただくということはお知らせしているところです。

◎岡田（芳）委員 そこはしっかり調整していただいて、取り組んでいただければと思います。

◎武石委員 ぜひ推進していただきたいと思いますが、一方で、行方不明になったりとか犯罪関係とか、つかんでいる情報があれば、概要で結構ですけどお願いします。

◎濱口雇用労働政策課長 令和4年度の技能実習生の失踪者数ですけども、本県は33名です。全国では9,000人程度です。出入国在留管理庁の調査ですけども、全国的に失踪から1年経過すると約7割の方の所在が判明しているということです。

◎武石委員 そういう点も気をつけて取り組んでください。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、雇用労働政策課を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは、以後の日程については明日の午前10時から行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会は、これで閉会いたします。

（16時8分閉会）